

Fig. 117 平城宮内裏 V期の空間構造

るようになった。しかしこの区画の変貌は単に面積が増大したことにとどまらず、その内部における建物の構成や配置に大きな変化が生じているのである。すなわち、第Ⅱ期から第Ⅳ期においては、この区画に相当する位置には、東西棟の建物が中央あるいは北寄りに2棟存在し、その東西あるいは前方東西に各1棟の南北棟建物を配する所謂コ字型の建物配置をとる空間が、周囲を堀によって囲まれて存在していた。しかし第V期には様相が一変し、この区画には全部で10棟もの建物が配置され、またその構成も従来のように単純ではなくなった。この区画の内部は建物配置や後に述べる平安宮との比較から大きく二つの空間によって構成されていると考えができる。すなわち区画の南寄りの東西棟3棟から構成される空間と、それからやや離れてこの区画の中央から北寄りに存在する東西棟4棟と南北棟3棟からなる空間である。南寄りの空間は、そのやや北寄りに位置するSB 452と、その前方東にあるSB 253と、SB 452を挟んで西にSB 253と対称の位置に存在すると想定される東西棟建物の、3棟から構成される。この東西棟建物3棟によって構成される空間は、建物の棟方向が異なることや建物の棟数が1棟少ないことに相違がみられるものの、その南に存在している区画との位置関係から、第Ⅱ期から第Ⅳ期の内裏地区の中央部に存在していた区画と同じ性格・機能を有すると推測することができる。またこの点、第Ⅱ期から第Ⅳ期にかけて内裏の中央部と南寄りに形成された二つの区画の中心建物がいずれも共通して桁行9間でその総長が同じであるように、第V期の

場合も南寄りの区画の中心建物 S B 447 と中央部の区画の南寄りの空間の中心建物である S B 452 とがともに桁行 9 間であることから、掘立柱塀を隔てているとはいえ、両者は建物配置の上でも、また機能的にも結び付きが強いと考えることも伺うことができる。これに対して同一の区画の中に存在しているとは言うものの、中央部の区画の中央以北を占める空間の中心建物 S B 4705 とその前殿に位置する S B 4650 とがともに桁行を 7 間で揃えている点は、明らかにこの 2 棟の建物で一つの結合が認められ、S B 452 とやや距離を置いて配されいる点も含めて、これらの建物や空間は S B 452 とは機能的には直接結び付き難いものとみて間違いない。一方、この区画の中央より北に位置する空間は第Ⅰ期や第Ⅱ期から第Ⅳ期までは存在せず、第Ⅴ期に至って新たに創出された空間である。S B 4705 を中心にして、その前面に桁行の長さを S B 4705 と揃える S B 4630、東西にはそれぞれ S B 4670 と S B 4680、後方には S B 4712 を配し、さらに S B 4712 の後方東西には S B 4770A と S B 4790A を配置する。この空間では S B 4705 が正殿、S B 4630 が前殿、S B 4670・4680 が東西の脇殿に当たることは明かであろう。

以上のような二つの区画における新たな様相の出現に対して、その周囲に存在する空間でも変化が見られる。まず第Ⅳ期に内裏地区の東北隅に存在していた南北棟建物 S B 7873 が廃され、一時、掘立柱塀でつながれた仮設の建物が建てられることもあったが、再び第Ⅲ期のような空閑地となる。また東辺では S B 164 を中心とした建物群の北端に位置する S B 7874A に北庇が付けられて S B 7874B となる他に大きな変更は見られない。一方北辺では内裏地区の中央に存在する空間が南北に長大な空間となったために、東西に細長い空間しか確保できなくなり、第Ⅳ期に存在していた東西棟建物 2 棟 S B 4800・4824 が撤去され、東西に桁行柱筋を揃えた 2 棟の東西棟建物 S B 063・4830 が建てられる。構造的には東に位置する S B 063 が南に孫庇を付けている点でやや異なるが、ともに桁行柱間数が 12 間で、身舎と南庇の規模が一致する点は両者の建物の機能が共通することを物語るものであろう。またこの 2 棟で注目されるのは、桁行柱間数が偶数であることで、間仕切りのない点は異なるが、第Ⅰ期や第Ⅱ期・第Ⅲ期に内裏地区の北辺に配置された東西棟建物と共通する性格・機能を有する建物であると考えられる。

以上のように第Ⅴ期の内裏地区の構造は、第Ⅱ期から第Ⅳ期に見られた空間構造を基本的に継承する点も見られるが、それに比べて様相を大きく異にする部分が生じ、特にその中央部に位置する区画に大きな変更が加えられた。このような第Ⅴ期における内裏地区の空間構造やその変更点について平安宮内裏と比較すると、その変更の眼目は、第Ⅴ期に新たに内裏地区の中央部に殿舎群を創出したことにあり、それは皇后に関わる空間、すなわち皇后宮に相当する空間を内裏地区の中央北寄りに成立させたことにあると理解することができる。

第Ⅶ期 (Fig. 118) 第Ⅶ期における遺構配置や空間構成は、建物の規模・棟方向の変更など細部の相違を除けば、基本的には第Ⅴ期と一致する。すなわち内裏地区中央部南寄りの区画については、第Ⅴ期の建物をそのまま踏襲しており、また内裏地区の中央を占める区画についても、南寄りの 3 棟の東西棟建物では全く改築を行わずそのまま第Ⅴ期の建物を用いている。ただしその北に広がる空間では、中心に位置する S B 4705 の前後にある S B 4650・4712・4770A・4790A の 4 棟を S B 4610・4784・4770B・4790B に建て替えている。しかし基本的には第Ⅴ期の建物の位置や規模などをほぼ踏襲しており、それらの建物の配置には大きな変更は加えられ

第Ⅳ期の内
裏地区

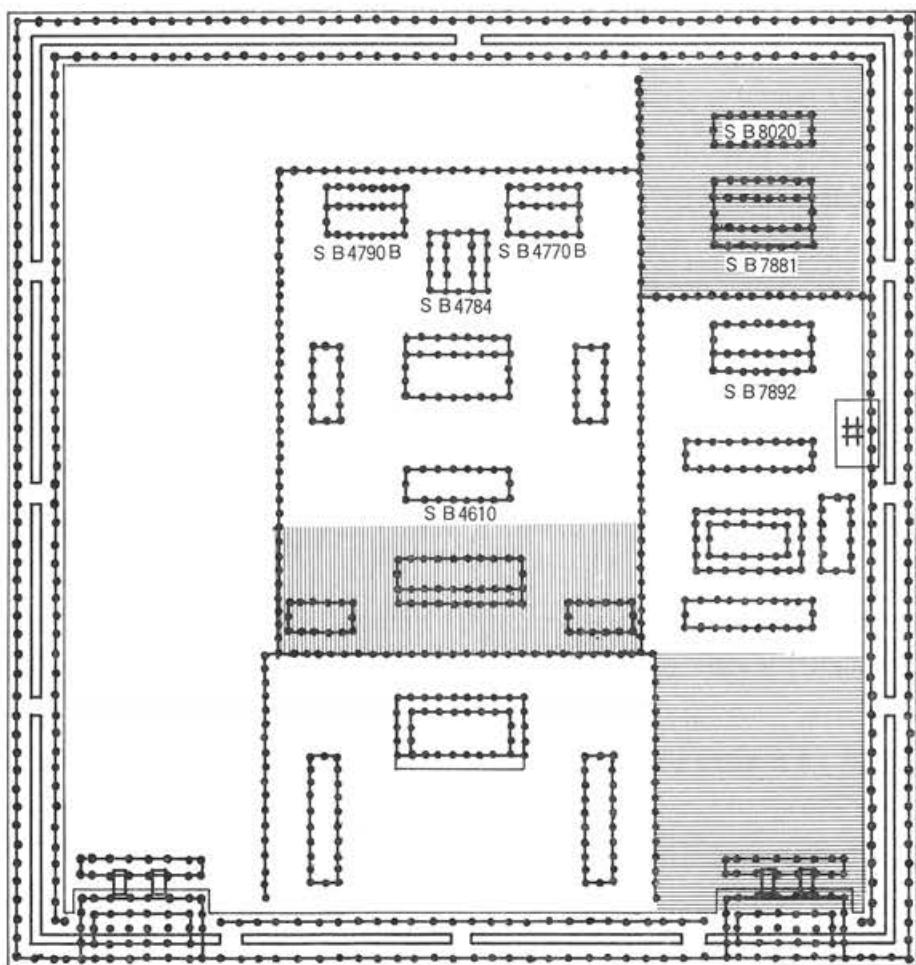


Fig. 118 平城宮内裏VI期の空間構造

ておらず、従って第VI期の建て替えによってそれらの個々の建物や建物群の性格・機能が大きく変更されたとは考えられない。以上のように内裏地区の中央部を占める南北二つの区画については建物の配置やその空間構造に変更はなく、第V期の構造や機能と同じであると考えられる。これに対して、中央部を占める二つの空間を取り巻く周囲の空間、特に東北隅において大きな変化が生じている点が注目される。先に指摘したように、第V期の内裏地区東北隅では、造営に関わると考えられる仮設の建物が一時的に設けられたこともあったが、この部分はほぼ第V期を通じて空閑地であった。それに対して第VI期には、この部分に、東と北について内裏地区の周囲を画する築地回廊の東北隅部分を利用し、南と西については掘立柱塀を設けて一つの区画を設定し、その内部に南北方向の柱筋を揃えて並列する2棟の東西棟建物S B 7881・8020を配置している。さらにこの区画の南にもこれら2棟の東西棟建物と妻柱の柱筋を揃え、桁行の長さを同じにした東西棟建物S B 7892がS B 7874Bに代わって建てられている。建物の規格や建物配置の計画性からみて、掘立柱塀によって区画としては別とされているが、北の区画にある2棟の東西棟建物S B 7881・8020とその南に掘立柱塀を隔てられて位置する東西棟建物S B 7892とは同じような性格をもち同様の機能を果たすものであったと考えることができる。なお内裏地区の北辺でも変化が見られ、第V期にこの位置に存在した2棟の東西棟建物S B 063・4830が撤去され、内裏地区の北辺には建物が存在しなくなったと考えられる。恐らく東北隅

Tab. 24 平安宮内裏と平城宮内裏地区・長岡宮第二次内裏・平城宮第一次大極殿院地区第Ⅲ—1期の殿舎対応表

平安宮 内 裏	平 城 宮 内 裏 地 区						長 岡 宮 平城宮第一次 第二次内裏 大極殿院地区 第Ⅲ—1期
	第Ⅰ期	第Ⅱ期	第Ⅲ期	第Ⅳ期	第Ⅴ期	第Ⅵ期	
紫宸殿	S B460	S B450A	S B450A	S B450B	S B447	S B447	「内裏正殿」 S B6620
宜陽殿		S B440	S B440	S B440			S B6622
春興殿		S B650	S B8300				
校書殿							
安福殿							
仁寿殿	S B4700	S B4703A	S B4703B	S B4645	S B452	S B452	S B7170
承香殿		S B4710A	S B4710B	S B4704	S B4650	S B4610	
綾綺殿		S B260A	S B260B	S B260B	S B253	S B253	S B7173
溫明殿							S B6621
清涼殿		S B4660A	S B4660B	S B4660B			S B7172
後涼殿							S B7209
常寧殿					S B4705	S B4705	S B23200
貞觀殿					S B4712	S B4784	
麗景殿					S B4670	S B4670	
宣耀殿					S B4770A	S B4770B	
弘徽殿					S B4680	S B4680	S B23518
發華殿					S B4790A	S B4790B	S B23513
昭陽舍							
昭陽北舍						S B7892	S B8219
淑景舍						S B7881	S B8218
淑景北舍						S B8020	A · B
飛香舍							
凝華舍							
製芳舍							

における新たな区画・空間の成立と関連を有するものと推定される。

以上のように第Ⅳ期には、その中心部については第Ⅴ期の内裏の中心部の空間構造をそのまま踏襲したが、東北隅において新たな区画・空間の創出が行われるなど中心となる区画の周辺に広がる空間においてその再編成が進められたものと見ることができる。このような第Ⅵ期における内裏地区東北隅における変化は、平安宮内裏と比べると、後宮に関わる空間を創出したものと見ることができる。

3 平城宮内裏地区の歴史的変遷に関する諸問題

前項では、平城宮内裏地区で検出された遺構のうち、奈良時代に属する第Ⅰ期から第Ⅵ期までの変遷について、特にその空間構成、構造の変化に注目して整理・検討してきた。本項ではその結果を承け、平城宮内裏地区における各時期の空間構成・構造を、先に明かとした平安宮内裏・長岡宮第二次内裏「東宮」や平城宮第一次大極殿院地区で検出された平城上皇の御在所と推定される第Ⅲ—1期の空間構成・構造と比較検討し、さらに第V章平城宮の内裏2奈良時代歴代天皇の御在所の歴史的変遷において行った、文献にみえる奈良時代歴代天皇の御在所に関する検討の結果をも併せて、内裏地区の歴史的変遷を理解する上で問題点を指摘し、その上で変遷の意義や背景あるいは時期の問題についても若干の検討を加えることとする。なお本項における検討に資するために、先に行った検討の結果に従い、平城宮内裏地区の第Ⅰ期から第Ⅵ期までの遺構および長岡宮第二次内裏の遺構、平城宮第一次大極殿院地区第Ⅲ—1期の遺構を、空間構造や建物の配置関係から平安宮内裏の殿舎に対応させ、作成した表が Tab. 24 である。以下では適宜この表を参考しつつ内裏地区の空間構成・構造の歴史的な変遷について

検討することとする。

さて前項までにおける検討によって明らかになったように、平城宮内裏地区の歴史的変遷を考える上で検討すべき各時期毎の主な問題点は、次の諸点である。

- ① 第Ⅰ期の特異な空間構造に関する問題
- ② 第Ⅱ期に東北隅に存在するSB8000の問題
- ③ 第Ⅲ期における掘立柱屏から築地回廊への変更の問題
- ④ 第Ⅳ期における中央部を占める区画での前庭の消滅の問題
- ⑤ 第Ⅴ期における皇后宮の出現に関わる問題
- ⑥ 第Ⅵ期における後宮の成立の問題

このうち①②③の三点については、簡略ではあるが、既に前項で行った各時期の個別解説において述べたので、ここでは簡要に問題点をまとめるに留め、むしろ残る④⑤⑥の三点を中心さらに検討を加えたい。

第Ⅰ期の特異な空間構造

- ① 第Ⅰ期の特異な空間構造に関する問題

内裏地区第Ⅰ期の遺構については、その配置が必ずしも平安宮内裏に代表されるような典型的な内裏の様相と一致しないことから、従来は内裏そのものではなく、その前身的な区画や予定された内裏であるとか、あるいはまた平城宮創建当初の他の地区に内裏を求めるためにやむをえず第Ⅰ期の内裏地区を内裏に比定するなどとされ、その遺構配置の異様さが指摘されるに留まってきた。しかし既に前項において述べたように、第Ⅰ期の空間構造も基本的には第Ⅱ期以降第Ⅳ期までのそれと一致すると見ることができる。すなわち脇殿や後殿を欠く点に相違が見られるものの、第Ⅰ期の内裏地区の中央と南寄りに配されるSB4700とSB460はそれぞれの南方に広い前庭を有し、またその位置が第Ⅱ期以降においても内裏地区の中心を占める二つの区画の中心となる建物に継承される点を考慮すると、第Ⅰ期の内裏地区に存在する同規模・同形式の2棟の建物とその前庭からなる空間は、第Ⅱ期以降の時期においてその中心を占める二つの区画に対応すると考えることができる。また北半部に配される東西棟建物群についても、第Ⅱ期以降内裏地区の北辺に配置される建物群と構造・形式のうえで緊密な関係にあり、さらに東南隅の空間が空閑地となっている点にも第Ⅱ期以降と共通点を見いだすことができる。

以上のような諸点からみて、第Ⅰ期の内裏地区の空間構成・構造は第Ⅱ期以降と同じであり、従って第Ⅰ期の内裏地区は第Ⅱ期以降と同じ性格・機能を有していたと推定することができる。第Ⅰ期の内裏地区の建物を平安宮内裏と比較した場合、Tab. 24のように、SB460は紫宸殿相当建物で、SB460とその南に広がる前庭からなる空間は天皇の公的な空間である。またSB4640は仁寿殿に相当し、このSB4640を中心とした空間は天皇の私的空间に当る。しかし北半部の東西棟建物群については、これを平安宮内裏の殿舎に直接求めることは困難である。しかしいずれも桁行柱間数が偶数で、特にその南東部に位置する3棟については、南北いずれかに庇を有し、身舎の中央と両端から3間目で間仕切るなど、形式や規模の上で画一的で、強い規制の働いたことが明かで、これらの建物が性格・機能を同じくするものであったことを推測させる。間仕切のあり方は古代寺院の僧房に類似し、例えば所謂後宮十二女司など天皇の御在所においてその公的あるいは私的な生活を支える官司や、あるいは宮内省などに隸する内廷諸官司の内裏内部における出先機関などが置かれたのではなかろうか。²³⁾なお内裏地区の北辺

に東西棟の画一性の強い建物が配される傾向は第Ⅱ期以降第Ⅶ期まで確認でき、平城宮では天皇の御在所での生活を支える機関は内裏の外郭を形成する中重（中隔）や内裏地区の北辺にはほぼ一貫して營まれたと考えることができる。

② 第Ⅱ期におけるSB8000の問題

第Ⅱ期SB
8000の問題

内裏地区は、第Ⅱ期以降第Ⅳ期まで細部において変化が見られるものの、基本的には第Ⅱ期の構造を踏襲していくことについては累述したが、第Ⅳ期まで基本的に継承される第Ⅳ期の構造の中で、他の時期の遺構との関係で問題となるのは、第一に、第Ⅱ期の内裏地区の東北隅に存在するSB8000を中心とした空間であり、第二に、奈良時代末の内裏の廃絶まで一貫して存続する東辺の官衙と考えられる建物群である。このうち後者については、簡略ではあるが、既に前項において各時期の個別解説を行った際にやや詳しく述べたので、省略することとし、ここでは前者についてさらに検討したい。

SB8000は、第Ⅱ期の内裏地区中央部を占める区画の中心となる建物SB4703A、すなわちTab. 24のように平安宮内裏では仁寿殿に相当し、天皇の御在所と考えられる建物と同規模・同形式の四面庇付きの東西棟建物で、さらに南面に縁が付設されていることなどから、第Ⅱ期の内裏地区の付属的な建物ではなく、天皇に準ずる身位を有する人物の居所となった格式の高い建物であったことを推測させる。またその南に広い前庭が存在することは、SB8000を中心とした空間が単に天皇に準ずる身位を有する人物の居住のためだけの空間であったのではなく、前庭を用いる何等かの儀式や行事、あるいは政務に関わりをもつ行為などが行われた可能性のあることを示唆するものである。ただし脇殿を欠いている点に相違がみられ、必ずしもSB403Aを中心とした空間と全く同じ性格の機能を有していたわけではない。第Ⅱ期の時期を厳密に決定することができないこと、またSB8000自体が第Ⅱ期の当初から存在したのか否か、あるいはまたその廃絶が第Ⅱ期と同時であるのかなどを明らかにできないことなどからしても、SB8000に居住したと思われる人物を特定することは、極めて困難なことである。しかしSB8000の建物としての格式からすると、例えば既に譲位した太上天皇などをSB8000に住んだ人物として想定することもできる。²⁴⁾なお第Ⅲ期には、内裏地区東北隅に存在していたSB8000が撤去されるが、それは、天皇に準ずるような人物の死去や宮外への遷居に際して採られた措置で、SB8000の撤去によって内裏地区が再び天皇のためだけの空間となったことを示すものと考えられる。

③ 第Ⅲ期における掘立柱塀から築地回廊への変更の問題

第Ⅲ期掘立
柱塀から築
地回廊へ

第Ⅲ期に至り、内裏地区の周囲を画する施設に変更が加えられ、第Ⅱ期の掘立柱塀が解体撤去されてこれに替わって同じ位置において築地回廊が造営された。第Ⅲ期における掘立柱塀から築地回廊への代替は、内裏地区の南方に位置する第二次大極殿院・朝堂院両地区における掘立柱建物、掘立柱塀から礎石建物、築地回廊・築地への変更と軌を一にするもので、恐らくその外観を第二次大極殿院・朝堂院両地区と統一するために採られた措置であろう。その時期については、第Ⅲ期の内裏地区や第二次大極殿院・朝堂院両地区で用いられた軒瓦の製作年代から、恭仁宮からの還都のちと考えができるが、第二次大極殿院・朝堂院両地区における改作と同時であるか否かは明らかでない。なお第Ⅲ期以降、内裏地区の周囲を画する施設の形式は築地回廊に固定され、長岡宮第二次内裏や平安宮内裏に継承されて行くこととなる。

④ 第Ⅳ期における中央部を占める区画での前庭の消滅の問題

内裏地区における遺構の変遷において、次の⑤で述べる第Ⅳ期と第Ⅴ期の間にある画期に次いで大きな画期は、第Ⅲ期と第Ⅳ期の間にある。すなわち第Ⅰ期から第Ⅲ期を通じて内裏地区の中央部とその南寄りに存在した二つの空間には、第Ⅰ期と第Ⅱ・Ⅲ期との間で脇殿付属の有無の点で相違があるものの、いずれの時期においても天皇出御のための殿舎の南方に前庭を有する構造を探っていた。しかし第Ⅳ期に至り、この二つの空間のうち内裏地区中央部に位置する空間において前庭が消滅し、これ以降平城宮廃絶に至る第Ⅵ期まで内裏地区の中央部に存在する空間に前庭は見られなくなる。²⁵⁾ この前庭の消滅は、第Ⅳ期まで中心となる建物の前方東西に位置していた2棟の南北棟建物が第Ⅴ期以降東西棟建物に変更されることによって一層明瞭なものとなる。

さて問題はこの前庭の消滅がいかなる理由によるものであるのかであるが、それはまたこのような構成を探る空間において前庭がいかなる機能を果たしたのかということと深く関わっている。第Ⅰ期から第Ⅲ期まで内裏地区の中央部を占める区画に存在していた前庭の機能・性格を考えるのに最も参考となるのは朝堂院の朝庭である。言うまでもなく、朝堂院の基本的な機能は朝儀と朝政の場たることにある。²⁶⁾ この二つの機能のうち、まず朝儀において朝庭を用いる場合、天皇の大極殿への出御は本来自明のこと、大極殿上の天皇と相対する官人たちがその南方に広がる朝庭に列立して朝儀が執行される。また朝政の場合は朝庭全体がその場となるのではなく、むしろ朝堂院に整然と配置された朝堂の内部を中心として行われ、朝庭はそれに付属して用いられるに過ぎないが、この場合も朝庭は関係する官人たちが立ち並ぶための場であった。朝儀・朝政における以上のような朝庭の基本的な用い方から、前庭は官人たちが立ち並ぶための場で、特に天皇の出御する殿舎のある空間では、天皇が出御して行われる朝儀や天皇の命令である詔勅の宣布などに際して官人たちが、天皇に対して拝礼を行い、またその命を受けるための場であったと言える。このような前庭の性格からすると、第Ⅰ期から第Ⅲ期までの内裏地区には、官人たち（ただし恐らくは限定された範囲の官人たち）を召し入れ、列立させて儀式や政治的な行為を行うための前庭を有する空間が、中央部と南寄りとに二つ存在していたことになる。しかし第Ⅳ期に至り、これまで内裏地区に存在していた二つの前庭を有する空間のうち、内裏地区の中央部を占める空間から前庭が消滅し、これ以後内裏地区の中央部の空間に前庭が見られなくなるのである。このことは第Ⅳ期を画期として、これ以降、内裏地区中央部の空間において前庭を用いる儀式や政務に関連した行為を行うことがなくなったことを示している。また前庭の消滅に伴って生じた変更でさらに注意すべきは、第Ⅳ期までこの空間に存在していた東西棟建物2棟のうち、中心となる建物の北方に位置する建物が第Ⅴ期以降なくなることである。このことは、時期的に一時期ずれて現れる現象ではあるが、あるいは内裏地区の中央部を占める空間において中心となる建物が第Ⅲ期までは天皇が出御するための建物でもあったのに対し、第Ⅳ期以降天皇が出御し前庭に臨むための建物ではなくなうことによるのではないかと推測される。いずれにしても前庭の消滅は、内裏地区中央部を占める空間に多くの官人たちが列立することがなくなり、この空間が公的な性格を薄め、天皇の私的空间としてより純粹化したことを示唆するものであろう。

以上のような第Ⅳ期における内裏地区中央部を占める空間での前庭消滅を繞る状況から、第

I期から第III期の内裏地区において前庭を有する二つの空間で天皇出御の殿舎として存在している建物を、第V章平城宮の内裏2奈良時代天皇の御在所の変遷において検討した「大安殿」と「内安殿」とに比定することが可能であると考える。すなわち、第I期のSB4700・第II期の4703A・第III期の4703Bの3棟を「内安殿」に、また第I期のSB460、第II・III期の450Aの2棟を「大安殿」にそれぞれ当てるのである。それは、既に述べたように、『続日本紀』によると、「内安殿」と「大安殿」はともに天皇の出御する殿舎で、これら二つの殿舎を中心とした空間では、ともに官人たちが召し入れられて宣詔勅・叙位・任官などの儀式や政務、あるいは宴などが行われた。このことはこれら二つの殿舎を中心とした空間には天皇が出御する「内安殿」・「大安殿」ばかりではなく、官人たちが列立する前庭や宴のために彼らの席が設けられる殿舎が存在したことを示しており、二つの空間はともに前庭を有する構造であったと推定することができるからである。また「内安殿」は『続日本紀』では養老5年9月から天平宝字4年1月まで見え、²⁷⁾「大安殿」は神亀2年11月から天平勝宝6年1月まで見える。いずれもほぼ同じ時期に亘って『続日本紀』に現れ、そして見えなくなって行く。この「内安殿」と「大安殿」が『続日本紀』に見える期間は、平城宮内裏地区第I期から第III期までの時期と、これらの時期に属する遺構から出土した遺物の年代の点で大きく矛盾しない。以上のように推定して誤りないとすると、第IV期の始まりは天平宝字4年1月以降のこととなり、恐らく同年に始まった平城宮の大改作によって第III期の遺構が廃され、第IV期の遺構に改作されたものと推測することができる。

天平宝字4年から始まる平城宮の大規模な改作によって造営された内裏地区第IV期の遺構は、既に第V章平城宮の内裏2奈良時代歴代天皇の御在所の変遷において述べたように、称徳天皇の「西宮」に比定することができ、「西宮」は次のような構造を有しているものと推定された。すなわち「西宮」の南部には百官が並び立ちうるほど広大な庭が存在し、また中心付近には、南の庭に対して前後に「前殿」と「寝殿」が存在する。「前殿」は南方の庭と一体となって行う朝儀などの際に天皇が出御するための殿舎で、これに対して「寝殿」は称徳天皇の居所で、「寝殿」を中心とした空間に官人たちが参入して儀式や政務に関連した行為を行ったとの記事が『続日本紀』などに見えないことから、「寝殿」には官人たちが参入するに十分な前庭が付属していなかったものと見られる。従って称徳天皇の「西宮」に比定される第IV期の内裏地区中央部の空間にあるSB4645は「寝殿」に、またその南に位置する区画にあるSB450B²⁸⁾は「前殿」にそれぞれ比定することが可能となる。SB4645の背後に位置するSB4704が第III期のこの区画の中心建物であるSB4703Bを移築したものである可能性があることや、またSB450Bが前後の時期において同じ位置にあるこの区画の中心建物とは異なって身舎の梁行が3間ではなく2間であることなどは、この区画が天皇の位を退いた太上天皇たる孝謙太上天皇のためのものであることを示唆しているのかもしれない。なおこれに対して淳仁天皇の御在所「中宮院」は第一大極殿院地区第II期に求めるべきであることについては、既にやはり第V章平城宮の内裏2奈良時代歴代天皇の御在所の変遷において述べた。

以上のように、第III期から第IV期への変化は、天皇の御在所における朝儀や政務において天皇が出御するための殿舎として「内安殿」・「大安殿」、二つの安殿とそれぞれを中心とした空間が内裏地区内に併存する、複合的な構造が一元化されて、御在所における朝儀や政務に際し

て天皇の出御する殿舎が「大安殿」の位置を継承し、引続き前庭を確保した「前殿」一つとなり、これに対して「内安殿」を位置的に継いだ殿舎は「寝殿」として、天皇の私的生活が営まれるにふさわしい前庭をもたぬ空間の中心建物となったことにある。このことが与える影響は極めて大きく、これまで二つの天皇出御の殿舎を有するそれぞれの空間で行われてきた儀式や政務に関わる行為が、これ以後大きく変化・再編成された可能性を考えねばならないことになる。

第V期皇后宮の出現

⑤ 第V期における皇后宮の出現に関する問題

内裏地区の遺構の歴史的変遷において最大の画期は、第IV期と第V期の間にあると考えられる。第I期から第IV期にかけての内裏地区の構造に対して、第V期、第VI期の構造は極めて重要な点で相違が認められた。すなわち内裏地区の中央部を占める区画で最も大きな変化が生まれ、第IV期以前においては前殿・後殿の東西棟2棟と南北棟の脇殿2棟が存在するに過ぎなかったのに対して、第V期および第VI期にはこの区画の内部に存在する建物の数が著しく増加し、しかも区画の南寄りにS B452を正殿、S B253を東の脇殿とする空間と、この区画の中央から北にかけてS B4705を正殿、S B4650を前殿、S B4712を後殿とし、S B4680・4670を東西両脇殿、S B4770A・4790Aを後殿背後の東西両脇殿とする空間の、少なくとも2つの空間に分けることができるようになる。そして内裏地区の中央部に存在する区画のうち南寄りに位置する東西棟ばかりからなる空間が第IV期以前の内裏地区中央部を占めた区画に相当すると考えられる。以上のこととは、第IV期から第V期への移行の中で大きな変化が内裏地区、特にその中央部を占める区画において生まれたことを示している。既に前項においても指摘したし、またその結果に基づいて作成した平安宮内裏との比較のTab. 24においても明らかなように、第V期および第VI期の内裏地区の中央部に位置する区画の中央以北を占める空間は、その位置や建物の配置から平安宮内裏の北辺に位置した常寧殿を中心とした皇后宮に相当し、第IV期以前と第V期以後とで決定的に相違するのは、平安宮内裏において天皇の公私両面にわたる空間の北に独立して存在していた皇后宮の有無にあった。このことは、平城宮の第V期に至ってその中央部を占める区画の北半に造営される空間・建物群が、平安宮と同様に皇后宮に当たるものであるとすると、第V期から平城宮では皇后が内裏地区、すなわち天皇の御在所の内部にその居所を営むようになったことを示している。従って第IV期と第V期の間にある画期は、第V期に、内裏地区の中央部を占める区画の北寄りに新たなる空間が生み出されたことにあり、それは平安宮や長岡宮第二次内裏、あるいは平城宮第一次大極殿院地区第III-1期の空間構造と比較すると、平城宮内裏地区の中央部を占める区画の北寄りに皇后宮に相当する空間が誕生したことを見ると示すものであると推定される。

ところで第V章平城宮の内裏2奈良時代歴代天皇の御在所の変遷において既に述べたように、奈良時代皇后をもつたことが明かな天皇は、奈良時代の前半に在位した聖武天皇と後半の光仁・桓武両天皇の3人に過ぎない。しかも聖武天皇の皇后光明子は、皇后宮をのちに法華寺となる旧藤原不比等邸に営んでいたことについては既に述べた通りである。従って聖武天皇の皇后光明子は平城宮の天皇御在所にその宮を営まなかつたと考えられる。一方光仁天皇と桓武天皇の皇后である井上内親王および藤原乙牟漏の平城宮における皇后宮の所在は明かではない。

しかし藤原乙牟漏の場合、長岡宮においては皇后宮を内裏の内部に營んでいた可能性が高いとみられる。『続日本紀』には延暦9年閏3月に藤原乙牟漏が死去し、その翌日桓武天皇が近衛府に移御したとする記事がある。²⁹⁾もしこれが皇后の死にともない皇后と同居していた内裏を避けて移御したのであるとすると、長岡宮では皇后藤原乙牟漏の皇后宮は内裏（当時は第二次内裏「東宮」）に存在していたことになる。この桓武天皇の皇后藤原乙牟漏の例を参考とすると、平城宮内裏地区の第V期に出現した平安宮内裏の皇后宮に相当する空間は、皇后宮と推定してよいであろう。

⑥ 第VI期における後宮の成立の問題

第VI期後宮
の成立

第IV期と第V期の間のみならず、第V期と第VI期の間にも看過できない相違が存在していた。それは内裏地区の東北隅において見られた、第VI期における新しい区画・空間の創出にある。第VI期に東北隅に新たに造営された区画・空間は平安宮内裏と比較した場合、Tab. 24 にも明らかのように、後宮五舎のうちの淑景舎・淑景北舎あるいは昭陽舎・昭陽北舎などに比定することができる。従って第VI期に内裏地区の東北隅で起った変化は、後宮を形成する意図に基づくものと考えることができる。

さて問題は第V期と第VI期をどの天皇の時代に比定するのかである。⑤で述べた第V期における皇后宮の形成については、遡っても光仁天皇まで、奈良時代後半の皇后をもった二人の天皇、光仁・桓武天皇のいずれにも比定することが可能である。一方第VI期が平城宮最末期に相当することは問題ないから、第VI期が桓武天皇の時代を含んでいることは間違いない。しかし第VI期が桓武天皇の時代に限定されるのか、あるいは光仁天皇の時代にも存在し得たのか、また第V期が桓武天皇の時代を含むことはないのか、などの問題が残る。

桓武天皇が平城宮にあったのはわずかに3年半余りで、しかもそのうち皇后藤原乙牟漏が皇后として存在していたのは延暦2年4月以降、長岡遷都までわずか1年半余りの期間に過ぎない。また逆に光仁天皇の皇后井上内親王の場合も、皇后の地位にあったのは宝亀元年11月から廃后される宝亀3年3月までの1年4カ月足らずであるから、その間に皇后宮の建物に関する建て替えを想定することは難しいのではなかろうか。この空間が純粹に皇后のための空間であるとするなら、建物の建て替えは皇后の交替を意味する可能性が高いであろう。また第VI期における内裏地区東北隅での後宮相当区画の形成については、第V章平城宮の内裏2奈良時代歴代天皇の御在所の変遷において述べたように、光仁天皇の時代にはまだ後宮がその御在所内に形成されていなかった可能性が高く、これに対して桓武天皇の時代における後宮の繁栄を考えると、第VI期は桓武天皇の時代に相当するとみるのがよく、従って第V期は光仁天皇の時代に当てる能够なものと考える。

以上必ずしも十分な検討を経たわけではないが、内裏地区で確認された平城宮に関わる6時期に及ぶ遺構の空間構造の変化について、その歴史的背景と時期について考えた結果、一応、第IV期が称徳天皇の「西宮」に当り、第V・VI期がそれぞれ光仁・桓武両天皇の御在所であることを確認できたと考える。

1) 目崎徳衛「仁寿殿と清涼殿」(『宇津保物語研究会会報』3 昭和45年6月), 鈴木亘「平安宮仁寿殿の建築について」その1・その2(『日本建築学会論文報告集』257・258 昭和52年7・8月), 等参照。

- 2) 橋本義則「『延喜式』校訂考証一題」(『神道大系月報』104 平成3年10月)。
- 3) 鈴木亘「常寧殿の建築について」(『日本建築学会論文報告集』259 昭和52年9月), 等参照。
- 4) 目崎徳衛「後宮の成員と殿舎」(『国文学解釈と鑑賞』37-4 昭和47年4月), 村井康彦「殿舎」(『国文学解釈と教材の研究』25-13 臨時増刊号 昭和55年10月), 村山修一「後宮の殿舎とその構造」(『国文学解釈と教材の研究』8-6 昭和38年5月), などに概説されている。
- 5) 渡辺直彦「嵯峨院司の研究」(『日本古代官位制度の基礎的研究』吉川弘文館 昭和47年10月)。
- 6) 因みに平城上皇の後宮としては、妃として大宅内親王と朝原内親王の二人が確認され、その他数人が存在していたと推定されている(角田文衛『日本の後宮』学燈社 昭和48年5月)。
- 7) 阿部義平「古代宮都中権部の変遷について」(『国立歴史民俗博物館研究報告』3 昭和59年1月)。
- 8) 平城上皇は皇位にあった時も退位してのちも皇后ないしは皇太后に相当するような女性をもっておらず、ただ上皇の皇太子時代に東宮妃でありながら即位以前に死去した藤原帶子が、即位後に皇后を贈られているだけである(『日本後紀』大同元年6月辛丑条)。
- 9) ただし平安宮の古図に見られるような内裏の殿舎配置や空間構造がいいたいいつ固定的なものとなつたのかについては必ずしも明かではなく、從来漠然と嵯峨天皇のころであると推定されているが、もしそうであるならばそれ以前の内裏の殿舎配置や空間構造については別に検討が必要であり、平城上皇の御在所である「平城西宮」を「平安宮内裏の省略形態」と評価するのは誤り、あるいは不正確な表現であることになる。また從来あまり検討されていない太上天皇の宮についても一般的なあり方を把握しておかなければ単に「平安宮内裏の省略形態」と評価しただけでは不十分である。
- 10) 『続日本紀』延暦8年2月庚子条。
- 11) 向日市教育委員会『長岡京木簡 一 解説』(昭和59年10月) 所収 216号木簡。
- 12) 向日市教育委員会『長岡京木簡 一 解説』総論第三章二長岡京造営と木簡、清水みき「長岡京造営論—その二つの画期をめぐって」(『ヒストリア』110 昭和61年3月)。
- 13) 京都府教育委員会『埋蔵文化財発掘調査概報(1968)』(昭和44年3月)・『埋蔵文化財発掘調査概報(1970)』(昭和46年3月)・『埋蔵文化財発掘調査概報(1973)』(昭和49年3月), 向日市教育委員会『向日市埋蔵文化財調査報告書—第13集—(1984)』(昭和59年3月)・『向日市埋蔵文化財調査報告書—第26集—(1989)』(平成元年3月), 財団法人向日市埋蔵文化財センター・向日市教育委員会『向日市埋蔵文化財調査報告書—第28集—(1990)』(平成2年3月)。
- 14) 財団法人向日市埋蔵文化財センター・向日市教育委員会『向日市埋蔵文化財調査報告書—第28集—(1990)』所収の第28図「内裏内郭の建物配置」図をもとに一部改変して作成した。
- 15) S B23200の北辺部分を発掘調査で確認したものとすると、S B23200と北面回廊との間に平安宮内裏の貞觀殿に相当する東西棟建物1棟を置くには、その間隔が狭過ぎる。しかしS B23200の北にそれより小規模で身舎のみの建物を想定するとすれば、両者の間に東西棟建物を配置することも不可能ではない。
- 16) S B23518がS B23513と同規模・同形式であるとすると、その南妻は第二次内裏の南北二等分線に極めて近接した位置にくる。また内裏正殿と推定されている建物も推定復原通り北に庇をもつものとすると、その北端も同様に南北二等分線に近い位置にくる。従ってS B23518と内裏正殿との間に少なくとも内裏正殿規模の建物を置くとすれば、S B23200の南方に存在する前庭部分に大きく食い込むこととなる。
- 17) 今泉隆雄「平城宮大極殿朝堂考」(関晃教授還暦記念会編『日本古代史研究』吉川弘文館 昭和55年10月)。
- 18) 今泉隆雄「再び平城宮の大極殿・朝堂について」(関晃先生古稀記念会編『律令国家の構造』吉川弘文館 平成元年1月)。
- 19) 平城宮の内裏を理解する上で、從来不用意に用いられてきた「後宮」という用語ほど紛らわしいものはない。養老令による限り、「後宮」とは天皇の后妃たちのうち、皇后を除く、妃・夫人・嬪の総称で、養老令の注釈書などでは天皇の居住する御所・御在所の後ろにある場所も意味し、そこに住む天皇の后妃たちを指すとする理解が一般的である。従ってのちに述べるように平安宮内裏との比較から、天皇の居所と推定される区画を「後宮」と呼んだすることはできない。
- 20) 阿部義平「平城宮の内裏・中宮・西宮考」(奈良国立文化財研究所『研究論集』Ⅱ 昭和49年3月)。
- 21) 阿部註7)論文
- 22) なお平安宮ではこの建物群の位置に温明殿がある。温明殿には内侍所が置かれ、神鏡を奉安する賢所があった。
- 23) なお第13次調査において内裏地区の北外郭で確認された官衙内部で検出された土壙SK870から出土

した須恵器の盤に「内裏盛所」との墨書きが見られるものがある（奈良国立文化財研究所『平城宮墨書き土器集成Ⅰ』昭和58年3月）。「内裏盛所」とは恐らく宮内省被管の内膳司の「内裏」における出先機関のことと、平安宮における進物所の前身と考えられる。

- 24) 律令の諸規定によれば、天皇に近い身位を有すると考えられる人物としては、太上天皇・中宮（太皇太后・皇太后・皇后）がある。奈良時代前半に太上天皇であった人物としては、元明・元正・聖武の三人の太上天皇があり、また皇太后・皇后には光明子、また皇太夫人・中宮には宮子がいる。このうち光明子は皇太后・皇后として一貫して平城宮外の皇太后宮（坤宮）・皇后宮に居住し、また宮子についても松本宮がその居所であった可能性があることについては、既に第V章平城宮の内裏2奈良時代天皇の御在所の変遷で指摘した通りである。問題はむしろ太上天皇となった三人（元明太上天皇は715～721年、元正太上天皇は724～748年、聖武太上天皇は749～756年の間、太上天皇であった）の居所にある。しかし、それを容易に明らかにすることはできない。第Ⅱ期が厳密にどの天皇に関わる「内裏」であるのかを決定する材料がないことに起因している。なお太上天皇の居所の問題については、第V章平城宮の内裏2奈良時代天皇の御在所の変遷においても述べた。
- 25) 既に検討を加えたように、平安宮においては仁寿殿が紫宸殿と露台によって連接され、仁寿殿には前庭が存在しなかった。また長岡宮第二次内裏においても仁寿殿相当建物を内裏正殿の北に想定するならば、恐らく両建物の間に前庭としての機能を果たし得るような空間を想定することは極めて難しいと考えられる。従って平城宮内裏地区の第Ⅳ期における中央部に存在する空間での前庭の消滅は、平城宮にのみ特有の現象ではなく、さらに長岡宮や平安宮の内裏へと継承されて行ったと見ることが可能である。
- 26) 詳細は、岸俊男「朝堂の初步的考察」（『樞原考古学研究所論集創立三十五周年記念』吉川弘文館 昭和50年12月）、橋本義則「朝政・朝儀の展開」（『日本の古代』7 中央公論社 昭和61年12月）、等参照。
- 27) 但し『日本紀略』が「大極殿南院」に作ることについては既に述べた通りである。これを除くと「大安殿」が『続日本紀』に見えるのは天平勝宝2年正月が最後となる。
- 28) なおS B4645の背後に位置するS B4704が第Ⅲ期のこの区画の中心建物であるS B4703Bを移築したものである可能性があることや、またS B450BやS B4645が前後する他の時期、特に第Ⅲ期以前においてこれらと同様の位置にある建物と異なる形式をとり、建物としての格が落ちること、などは、第Ⅳ期の内裏地区が、在位中の天皇のための宮殿としてではなく、既に皇位を退いた太上天皇の宮殿として造営されたことによるのではないかとも推測させる。
- 29) 『続日本紀』延暦9年閏3月丙子条。
- 30) 林陸朗「桓武天皇の後宮」（『國學院雑誌』77巻2号 昭和51年2月）、柳たか「日本古代の後宮について」（『お茶の水史学』13 昭和45年9月）、角田註6）著書、等参照。

4 結語

平城宮の発掘調査が十分進展していない時期には、平城宮跡内に残された遺存地割や建物跡の土壇などをもとに、平城宮正門である朱雀門の北方に元明・元正朝の第一次内裏・大極殿・朝堂を、朱雀門東方の壬生門の北方に聖武朝以後の第二次内裏・大極殿・朝堂を想定してきた。その後、両地域の発掘調査が進むにつれて、平城宮創建期には第一次地区に内裏ではなく大極殿一郭とやや遅れて朝堂が営まれ、第二次地区には平城宮の創建期から終末期まで一貫して内裏および、大極殿・朝堂相当の建物が営まれたことが明らかとなった。第一次大極殿一郭については「平城宮跡発掘調査報告 XI」によってその変遷が明らかにされ、これに統いて本報告は内裏地区の 8 期にわたる遺構の変遷とその性格についての考察を進めたが、なお、第一次朝堂院と第二次大極殿・朝堂院地区については現在、遺構・遺物の分析途上にあり、両地区の相対的な関係と変遷については今後に委ねなければならない状況にある。

本報告における最大の成果は、これまで不明確であった平城宮創建期の内裏殿舎の配置とその性格を明確にし、6 期にわたる内裏は徐々に変化しながら天皇の御在所としては一貫した空間構成を保ちつつ平安宮内裏に至る経緯を明らかにし得たことであろう。この結果については今後に予定される第二次大極殿・朝堂の分析結果との関連で解釈上の変更の余地が残されていることを前置きして、以下に平城宮内裏変遷の概要をまとめておこう。

第Ⅰ期内裏 I 期内裏 (Fig. 87) は平城宮創建時の元明・元正天皇の 2 代にわたる内裏である。掘立柱塀 (S A 486・655・6905) による方 600 尺の正方形区画の中央と南寄りに、それぞれ前庭を備えた同規模・同形式の大型高床建物 2 棟 (S B 460・4700) を配置し、北半部には桁行 10 間で小室に間仕切られた画一的な東西棟建物 5 棟 (S B 062・4775・4837・7864・8010) を集中配置する。I 期内裏は S B 460 と前庭の内裏正殿一郭、S B 4700 と前庭の御在所正殿一郭、北半の付属殿舎群、東南部広場の 4 つの空間に大別できる。

第Ⅱ期内裏 II 期の内裏 (Fig. 88) は聖武太皇の内裏である。

内裏区画は I 期よりもやや南にずらせて南北 630 尺、東西 600 尺の方形区画に改め (S A 061・7592)，区画内の空間構成は I 期を踏襲しつつ整備発展させる時期である。すなわち、内裏正殿一郭は同位置に建替えた正殿 (S B 450 A) に新たに東西各 2 棟づつの脇殿 (東脇殿 S B 440・650) を配し、掘立柱回廊 (S C 247・254) で東西北面を囲う。また、中央の御在所一郭には正殿 (S B 4703 A) と脇殿 (S B 260 A・4660 A)，後殿 (S B 4710 A)，湯殿 (S B 4715) を配し、掘立柱塀 (S A 4690・4692・7876) で囲う。北方殿舎群は I 期と同様に桁行 10 間で間仕切りのある東西棟建物 4 棟 (S B 4780・4783・4825・4835) を集中させ、東南部広場も面積は狭くなるが I 期を継承している。以上の 4 つの空間に加えて II 期には東北隅に前庭を備えた大型殿舎 (S B 8000) と、東部中央に井戸 (S E 7900) を備えた 4 棟の殿舎群 (S B 163・164・7874・7875) の二つの空間が新たに成立し、平城宮内裏の骨格が完成する。

S B 450 A を中心とする空間は平安宮内裏では「紫宸殿」にあたる天皇の公的な空間であり、S B 4703 A は平安宮内裏では「仁寿殿」に相当する天皇の私的な空間であるが、平安宮内裏と異なって S B 4703 A にも前庭をともなうことから、ともに天皇が出御して、前庭に官人が立ち

並び、天皇に対する挙式を行い、その詔勅の宣布を受ける場であり、また、殿内に官人を召し入れて宣詔勅・叙位・任官や宴などが行われたと考えられる。このような機能を備えた殿舎として、Ⅰ期のSB460とⅡ期のSB450Aは「大安殿」に、Ⅰ期のSB4700とⅡ期のSB4703は「内安殿」に相当するものとした。

「大安殿」
「内安殿」

また北方殿舎群と東方殿舎群には天皇の御在所においてその公的あるいは私的生活を支える後宮十二女司などの官司、または宮内省などに属する内廷諸官司の出先機関が置かれたと考えられる。東北隅のSB8000は内安殿と同規模・同形式であることから天皇に準ずる身位を有する人物、例えば元正太上天皇の寝殿であった可能性が考えられる。

Ⅲ期内裏(Fig. 89)ではⅡ期の掘立柱大垣を廃して、同位置において築地回廊(S C060・156・640)を造営するが、内部の建物配置についてはは基本的にⅡ期を踏襲する。第二次内裏・大極殿・朝堂の改築にとりかかったものと思われる。

孝謙上皇によって改築されたⅣ期内裏は淳仁天皇の中宮に対して西宮と称し、Ⅲ期の「大安殿」は同位置で改築して「前殿」(SB450B)とし、「内安殿」前庭内に「寝殿」(SB4645)を増築して、内安殿は東北方に位置をずらせて移し建て後殿(SB4704)に改める。また、北方殿舎群も全面改築して内裏北半部の様相は一変する(Fig. 90)。

第Ⅳ期内裏

とくに内安殿から寝殿への変化は、天皇の公的な空間から私的な空間への変質として把えられ、平安宮仁寿殿が紫宸殿と渡殿・露台によって連結される形態に至る過渡的な第一段階を示している。

Ⅴ期は宝亀元(770)年に即位した光仁天皇の内裏である。Ⅱ期から存続する東方殿舎群と前殿の東西脇殿2棟を除いて全て改築され、前殿(SB447)と寝殿(SB452)はⅣ期の位置より南に移され、北半部に新しく正殿(SB4705)を中心にして脇殿(SB4670・4680)および後殿(SB4712・4770・4790)からなる皇后宮が成立する(Fig. 91)。

第Ⅴ期内裏

前代まで皇后をもった唯一人の聖武天皇の場合、皇后光明子は平城宮の東に隣接する藤原不比等邸に皇后宮を営んだため、Ⅳ期までは平安宮内裏の常寧殿を中心とした一部に相当する皇后宮を内裏内に設けていなかったが、光仁天皇の代にはじめて内裏内に皇后宮を設けることになったのである。

Ⅵ期は桓武天皇の内裏で、Ⅴ期の殿舎配置をほぼ踏襲しているが、北方殿舎を廃して新たに東北部に区画を造り、平安宮内裏の後宮五舎のうちの淑景舎・淑景北舎あるいは昭陽舎・昭陽北舎にあたる2棟の殿舎(SB7881・8020)を設けている(Fig. 92)。

第Ⅵ期内裏

以上のようにⅥ期にいたってはじめて平安宮内裏を構成する紫宸殿・仁寿殿・常寧殿および後宮五舎に相当する各殿舎が平城宮内裏に出揃い、平安宮内裏の骨格が成立したのである。

別 表

- 1 建物遺構一覧表
- 2 遺構掲載頁・図面・図版対照表
- 3 軒丸瓦分類表
- 4 軒平瓦分類表
- 5 平城宮・京出土軒瓦編年表
- 6 第第Ⅱ-1期の軒瓦とⅡ期の遺構
- 7 第Ⅱ-1期の小型軒瓦とⅡ期の遺構
- 8 第Ⅲ-1期の軒瓦とⅢ期の遺構
- 9 軒瓦（6282—6721）とⅣ期の遺構
- 10 軒瓦（6282—6721）とⅤ期の遺構
- 11 丸瓦とⅡ期の遺構
- 12 丸瓦とⅤ期の遺構
- 13 平瓦とⅡ期の遺構
- 14 平瓦とⅤ期の遺構
- 15 小型丸瓦とⅡ期の遺構
- 16 小型丸瓦とⅤ期の遺構
- 17 小型平瓦とⅡ期の遺構
- 18 小型平瓦とⅤ期の遺構
- 19 割駁平瓦とⅡ期の遺構
- 20 駁割平瓦とⅤ期の遺構

別表1 建物遺構一覧表

造営期	遺構	規模(間)	棟方向	庇	柱間寸法(尺)			造営尺 (m)	堀形 (m)	土器		瓦	
					桁行	梁行	庇			堀形	拔取	堀形	拔取・柱穴
1	S A486	59	↔		10・20			.2941	1.2				
1	S A655	61	↔		10・8			.2945	1.5				
1~2	S A6905	60	↑		10			.2943	1.5				
1	S A7593		↑		10				1.2				
1	S B062	10×2	↔			10	9		0.9				
1	S B460	11×5	↔	4面	10・15	10	11・12		1.5				
1	S B4640	13×2	↔		10・11	9			0.7				
1	S B4700	11×5	↔	4面	10・15	10	11・12	.2944	1.5				6311B
1	S B4775	10×3	↔	北	10	9	9	.2933	0.9				
1	S B4837	10×3	↔	南	10	9	9		1.0				
1	S B7864	10×3	↔	南	10	9	8	.2934	0.9	II			
1	S B8010	10×3	↔	南	10	9	9	.2931	0.8		II		6311A
2	S A061	59	↔						1.2				6311A
2~4	S A4690	12	↑		10			.2944	1.2			6685B	
2~3	S A4691	5	↔		10				0.9				6691A
2~4	S A4692	12	↔					.2999	1.2			6311Ba・6313C ・B・666C・F	6664D
2~3	S A4693	3	↑		10				1.0				
2~4	S A4781	2	↔						1.0				
2~4	S A4782	4	↑		10			.2985	1.0				
2	S A7592	59	↔		10				1.0				
2	S A7594	6	↔		10				1.1				
2~3	S A7865	3	↔		10				0.9				
2~5	S A7876	21	↑		10			.2949	1.2	(III)			6282B
2~4	S A7887	4	↔		9・10・11				1.0	III(古)			6282Ha・6721Ga
2~4	S A7888	3	↔		10				1.2				6685D・6664D
2~5	S B163	9×2	↔		10	9.5		.2949	1.5				6225A・C・6663C・ 6721・6311A・B・ 6664D・F
2~5	S B164	7×4	↔	4面	11	10	10	.2946	1.5	IV・V	6664F		6663C・6664D・F・ 6308N
2~4	S B260A	7×2	↑		10	10		.2963	1.1	III・IV・V	6664F		
2~4	S B440	5×2	↑		10	10			1.4				6664F
2~3	S B450A	9×5	↔	4面	10	10	10		1.5				
2~5	S B650	9×2	↑		10	10		.2944	1.4		6664D		6313C・6311B
2~4	S B4660A	7×2	↑		10	10		.2967	1.2			6311Ba	
2~3	S B4703A	9×4	↔	4面	10	10	10	.2965	1.4	II			6308・6664D・6682 A

造當期	遺構	規模 (間)	棟方向	庇	柱間寸法(尺)			造當尺 (m)	堀形 (m)	土器		瓦
					桁行	梁行	庇			堀形	拔取	
2	S B4710A	9×2	↔		10	10		.2958	1.4			
2~4	S B4715A	3×2	↔		7	7			1.1			
2~3	S B4780	10×2	↔		10	10			1.3	III·IV		6282Ba·Fb
2~3	S B4783	10×2	↔		10	10		.2955	1.3	III·IV		6308D·6313Aa·B ·D·6666A·6685A ·B
2	S B4825	10×3	↔	南	10	10	10	.2953	1.2			6308
2	S B4835	10×2	↔		10	10		.2947	1.3			
2~5	S B7874A	8×2	↔		10	10		.2944	1.3			6313A·6663C
2~5	S B7875	9×2	↔		10	10			1.3			6311B·6313C·E· 6685D·6664D· 6282Fa
2	S B8000	9×4	↔	4面	10	10	10	.2943	1.4			6311B·6685B
2	S B8004	5×3	↑		10.5	8.5		.2933	1.0			6311B
2~4	S C247	22×1	↑		10	10		.2941	1.2			
2~4	S C254	27×2	↔		10	10		(2988)	1.2	III~V	6313A·C	6313A·6666A· 6685B·6131A· 6311A·Bb
3	S A4630	12 α	↑		10				0.8	III·IV	6311Ba·Bb· 6664F	
3~6	S A7595	11	↑		10			.2972	0.8			
3~6	S A7879	9	↑		10				0.8		6311	
3	S A8041	3	↑		8				0.9			
3	S A8043	4	↑		6				1.1			
3	S B064	10×4	↔	南·北	10	10	10	.2951	1.3	III		6225A
3~6	S B162	5×2	↑		10·9	10			1.2			6663C
3~4	S B260B	7×3	↑	東	10	10	10		1.2	III·IV·V		
3~4	S B3700	1	↔		15.2							
3~4	S B4660B	7×4	↑	東·西	10	10	10		0.9	III	III·IV·V	
3	S B4703B	9×4	↔	4面	10	10	10·12		1.5	III(古)		6313C
3	S B4710B	9×2	↔		10·端12	10			1.3			
3~4	S B4721	2 α	↔		10				0.9	III		
3~4	S B4725	2 α×3	↔		10	10			1.2			
3~6	S B7590	1	↔		12							6225A
3~6	S B7591	1	↑		12	13.3						
3~6	S B7600	7×4	↔	4面	13.3	13	9	.2977	2.0	V		6643A·6666A· 6225A·C·6663C· 6133D·6732A· 6721C
3~6	S B7601	7×1	↔		13.3	10			1.1			
3~6	S B7901	1×1	↑		11	10			0.5			
3	S B7970	1	↔		13							
3~6	S C060	47×2	↔		13.3	13						6273·6225A
3~6	S C156	46×2	↑		13	13		.2979		III	6664D·6666A	6682A
3~6	S C640	47×2	↔		13.3	13		.2982				6313A·6311B· 6296A·6225A·L· 6663C·6133A· 6732A·6282lb

造営期	遺構	規模(間)	棟方向	庇	柱間寸法(尺)			造営尺(m)	堀形(m)	土器		瓦	
					桁行	梁行	庇			堀形	拔取	堀形	拔取・柱穴
4	S A4762	12	↑						1.3			6721	
4	S A7889	7	↑		8・10・11				1.0				6685B
4	S A8009	4	↑		10				0.7				6313Bc・6311B
4	S B450B	9×5	↔	4・北	10	10	10		1.5		IV・V		
4	S B4645	9×4	↔	北	10・端15	10	10	.2980	1.4				
4	S B4704	9×4	↔	4面	10	10	11	.2975	1.4	III・IV			6685A・6732A
4	S B4715B	4×2	↔	東	7	7	9		1.1				6664D
4	S B4767	3×2	↔		8	8			1.0				6685A
4	S B4800	9×4	↔	南・北	10・端14	10	10	.2963	1.1	III・IV		6313A・6308B・ 6664F・6721	6282G・Fb・Fa
4	S B4824	7×4	↔	4面	9.5	9.5	9.5	.2979	0.8	IV(V)			
4	S B7873	9×5	↑	東・西	10	10	10・14	.2978	1.5	II		6225A・6282・ 6721Ga	6225A・6282Da
4	S B8012	6×3	↔		14・16	8			0.6				
4	S B8021	6×2	↔		9・10	10			0.4				
4	S B8042	5×2	↔		9	8			0.8				
5~6	S A248	19	↑		9・10			.2981	1.2		VII	6664F・6721C	6282Da・6721C
5~6	S A251	27	↔		10			.3003	1.4		IV・V	6664F・6721C	6282Bb
5	S A641	6	↔		20				0.5				
5~6	S A4760	28	↑		9・10				1.4	IV・V	IV・V・VII	6663A・C・6282 Bb・E・6721G	
5~6	S A4761	25	↔		10			.2972	1.4	IV・V	V・VI	6663B・6282Ba ・Fa・6721G・ 6710A・6320Ab ・6691A(隅切)	6685B
5	S A4771	6	↑		8・9				0.6				
5	S A7885	7	↔		9・10			.2989	1.1				6685B・6308N
5	S A7886	8	↑						1.2				
5	S A8002	7	↑		10・11				0.5				
5	S A8006	5	↔		10				0.8		IV・V		
5	S A8033	6	↑		9・10				1.2				
5	S B063	12×3	↔	南	10	10	10	.2972	1.4	IV・V・VI	IV・V・VI	6721C	6225A
5~6	S B253	5×2	↔		9	10			1.2				6664D・F・6291Aa ・6721G
5~6	S B447	9×4	↔	東西北	10	10	10	.2956	1.8				6663C・6721C
5~6	S B452	9×3	↔	南	10	10	10		0.5				
5	S B4610	7×2	↔		10・端12	10			0.9	N・V			
5~6	S B4670	5×2	↑		10	10			1.1				
5~6	S B4680	5×2	↑		10	10			1.3	V	IV・VII	6282I・6311Bb・ 6313C・6664D・ 6666A・6691A・ 6685B	6313C
5~6	S B4705	7×4	↔	北	10・端12	10	12	.2981	1.4	V	VI・VII	6311B・6313A・ 6664D・6688A・ 6663A	
5	S B4712	3×2	↑		10	10		.2977	1.2			6282E・6721C	
5	S B4770A	5×3	↔	北	10	9	19		1.0	III・IV		6685B	
5	S B4790A	7×3	↔	北	8	10	17		0.7				
5	S B4830	12×3	↔	南	10	10	10	.2971	1.4			6225A	

造営期	遺構	規模 (間)	棟方向	庇	柱間寸法(尺)			造営尺 (m)	堀形 (m)	土器		瓦	
					桁行	梁行	庇			堀形	拔取	堀形	拔取・柱穴
5	S B7874B	8×3	↔	北	10	10	14		1.3				
5	S B8005	7×1	↑		10	9		.2982	1.0	III・IV			6282B・Ib
5	S B8007A	5×2	↔		10	6.5		.2950	1.0	IV・V			6311A
5	S B8007B	5×2	↔		10	6.5		.2950	1.0	IV・V	6311A		
6	S A7891	14	↔		10				0.9	V・VI			6225A
6	S A8044	8	↑		8・9			.300	1.2				
6	S B4650	7×2	↔		10・端12	10			1.3				
6	S B4770B	5×3	↔	北	10	9	16	.2918	1.0				
6	S B4784	4×4	↑	東・西	10	9	10	.3018	0.8	VII	6721		
6	S B4790B	7×3	↔	北	8	10	14		0.7			6311A	
6	S B7881	7×4	↔	北・南	10	10	13・14	.3000	1.1	V・VI・VII	6721Ga		6282Ba・Fa・Fb
6	S B7892	7×3	↔	南	10	10	12	.2957	1.5			6663C・6282E	6663C
6	S B8020	7×2	↔		10	10			0.8	IV・V・VI			6282Ba・E
7-1	S B449	5×4	↔	南・北	10	10		.2985	0.9				6313A・6282
7-1	S B4615	6×4	↑	東西北	8	8	12	.2977	0.7			6282E・Fb・6721C	6282Db・6721C
7-1	S B4651	8×2	↔		10	8			1.2			6691A	
7-1	S B4713	4×3	↔	北西	10	9	10	.2973	1.0				
7-1	S B4878	6×3	↔	南	9	9	11		0.8				6311B・6282E
7-1	S B7608	3×2	↔		8				0.8				6664C・F・6291A・6308・6225A・C・6663・6133D
7-1	S B7894	5×4	↑	東西	8	9	9	.3030	0.9				
7-1	S B7902	1×1	↔		11	9			0.5				
7-1	S B8045	5×3	↔	南	8	8	10	.3020	0.8			6663A	
7-2	S B675	5×2	↔		7.6	9			0.5				
7-2	S B693	2×2	↔		10	7			0.5				
7-2	S B4625	5×2	↔		8・端10	8			0.6				
7-2	S B4629	3×3	↔	南	8	8	10		0.7				
7-2	S B4639	3×1	↑		8	10			0.7				
7-2	S B4654	6×3	↑	東	8	13.5	11		0.6				
7-2	S B4696	5×2	↔		8・7	8			0.6				
7-2	S B4711	1×1	↑		11	11			0.8				
7-2	S B4746	5×3	↑	東	7.5	8	12	.3051	0.8			6311B・6664F・6663A・B・6721E	
7-2	S B4832	10×2	↔		9・10	10			0.5				

造営期	遺構	規模 (間)	棟方向	庇	柱間寸法(尺)			造営尺 (m)	堀形 (m)	土器		瓦	
					桁行	梁行	庇			堀形	拔取	堀形	拔取・柱穴
7-2	S B7606	5×2	↔		8	10		.2975	0.4				
7-2	S B7609	3×2	↔		7.9-10	6.5		.300	0.6				
7-2	S B7903	4×2	↔	東	9	9	9	.3026	0.7				
7-2	S B7905	3×2	↑		7.5	8		.3030	0.5				
7-2	S B7916	3×2	↑		8	7	6.5		0.4				
7-2	S B8003	3×2	↔		7.5	9.5			0.5				
7-2	S B8030	7×3	↔	南	8.9-10	9	10	.2997	0.6				6663A-6282
8	S B259	3×3	↑		6	7	8		0.3				
8	S B654	3×2	↔		7	7.5	7		0.4				
8	S B676	7×2	↔						0.3				
8	S B692	5×2	↑		8.4	7			0.3				
8	S B4697	3×3	↔		6.5	6.7			0.3				
8	S B4698	4×4	↔		7	6.5	6		0.3				
8	S B4777	7×3	↔		6.3	8			0.4				
8	S B4802	3×2	↑		6.6	8			0.3				
8	S B4803	4×2	↑		6.5	8			0.3				
8	S B4831	3×3	↔	北	7.5-6	7	7.5		0.5				
8	S B7604	4×2	↔		7	7.8			0.4				
8	S B7605	3×2	↑		7.5	7.5			0.5				
8	S B7607	4×2	↑	南	4.5	5	6		0.2				
8	S B7611	4×1	↔		9	15			0.3				
8	S B7612	3×2	↑	東	10.5	9.5			0.3				
8	S B7613	3×1	↑		14-15	15			0.6				
8	S B7645	3×2	↑		7.5	7.5			0.4				
8	S B7910	3×2	↔		6-7	8.5			0.3				
8	S B7917	3×2	↔		7.6	6			0.3				
8	S B7918	4×3	↔		6		9-9.5		0.5				
8	S B7919	6×3	↔	南北	8	15	10		0.4				
8	S B7920	4×3	↑		6.3	6-6.5	8.5		0.3				
8	S B7921	4×1	↑		6.3	20			0.5				

2 遺構掲載頁・図面・図版対照表

遺構番号	時期	頁	遺構番号	時期	頁	遺構番号	時期	頁
S A 061	2	47	S A 7891	6	82	S B 693	7	82
S A 248	5	74	S A 8002	5	80	S B 3700	3~6	67
S A 251	5~6	74·75	S A 8006	5	80	S B 4610	5	75·76
S A 486	1	39	S A 8009	4	72	S B 4615	7	82·83
S A 641	5~6	81	S A 8033	5	78	S B 4625	7	84
S A 655	1	39	S A 8041	3	55	S B 4629	7	84
S A 4630	3	54·55	S A 8043	3	55	S B 4639	7	84
S A 4690	2~4	42	S A 8044	6	81	S B 4640	1	37
S A 4691	2~3	42	S B 062	1	38	S B 4645	4	69
S A 4692	2~4	42·43	S B 063	5	78	S B 4650	6	80
S A 4693	2~3	43	S B 064	3	54	S B 4651	7	83
S A 4760	5~6	77	S B 162	3~6	54	S B 4654	7	84
S A 4761	5~6	77·78	S B 163	2~5	45	S B 4660A	2	41·42
S A 4762	4	72	S B 164	2~5	45	S B 4660B	3~4	41·42
S A 4771	5	77	S B 253	5~6	75	S B 4670	5~6	76
S A 4781	2~4	44	S B 259	8	86	S B 4680	5~6	76
S A 4782	2~4	44	S B 260A	2	41	S B 4696	7	85
S A 6905	1~2	40	S B 260B	3~4	41	S B 4697	8	86
S A 7592	2	47	S B 440	2~4	40	S B 4698	8	86
S A 7594	2	47	S B 447	5~6	74	S B 4700	1	36
S A 7595	3~6	55	S B 449	7	82	S B 4703A	2	41
S A 7593	1	39	S B 450A	2~3	40	S B 4703B	3	41
S A 7865	2	46	S B 450B	4	69	S B 4704	4	69·70
S A 7876	2~5	43·44	S B 452	5~6	75	S B 4705	5~6	75
S A 7899	3~6	55	S B 460	1	37	S B 4710A	2	42
S A 7885	5	79	S B 650	2~5	40	S B 4710B	3	42
S A 7886	5	79·80	S B 654	8	86	S B 4711	7	85
S A 7887	2~4	46·47	S B 675	7	82	S B 4712	5	76
S A 7888	2~4	47	S B 676	8	86	S B 4713	7	83
S A 7889	4	71·72	S B 692	8	86	S B 4715A	2~4	42

遺構番号	時期	頁	遺構番号	時期	頁	遺構番号	時期	頁
S B4715B	4	42	S B7600	3~6	55·56	S B7917	8	88
S B4721	3~4	54	S B7601	3~6	56	S B7918	8	88
S B4725	3~4	54	S B7604	8	87	S B7919	8	88
S B4746	7	85	S B7605	8	87	S B7920	8	88
S B4770A	5	76·77	S B7606	7	83	S B7921	8	88
S B4770B	6	76·77	S B7607	8	87	S B7970	3~6	58·59
S B4775	1	38	S B7608	7	83	S B8000	2	44·45
S B4777	8	86·87	S B7609	7	85	S B8003	7	85·86
S B4780	2~3	43	S B7611	8	87	S B8004	2	45
S B4783	2~3	43·44	S B7612	8	87	S B8005	5	79
S B4784	6	80·81	S B7613	8	88	S B8007	5	79
S B4790A	5	77	S B7646	8	88	S B8010	1	38
S B4790B	6	77	S B7864	1	39	S B8012	4	72
S B4800	4	70·71	S B7873	4	71	S B8020	6	81
S B4802	8	87	S B7874A	2~5	46	S B8021	4	72
S B4803	8	87	S B7874B	5	46	S B8023	8	88
S B4824	4	71	S B7875	2~5	45·46	S B8030	7	86
S B4825	2	44	S B7881	6	81	S B8042	4	72
S B4830	5	78·79	S B7892	6	81·82	S B8045	7	84
S B4831	8	87	S B7894	7	83·84	S C 060	3~6	56·57
S B4832	7	85	S B7901	3~6	56	S C 156	3~6	57·58
S B4835	2	44	S B7902	7	84	S C 247	2~4	40·41
S B4837	1	38	S B7903	7	85	S C 254	2~4	40
S B4878	7	84	S B7905	7	85	S C 640	3~6	64~67
S B7590	3~6	67	S B7910	8	88			
S B7591	3~6	58	S B7916	7	85			

別表3 軒丸瓦分類表

型式	直径	内区				外区				全长	玉縁長	6A	6A	計	%				
		中房径	蓮子数	弁区径	弁幅	弁数	内縁		外縁										
							広	幅	文様	幅	高	文様							
6018Cb	150							15	12				1	1	2	0.2			
6131A	166	40	1+8	124	21	T16	21	8	S22	13	11	RV23	4	5	9	0.9			
6133Aa	168	34	1+5	96	17	T12	36	19	S13	17	9	/	400	50	12	12	1.2		
B	160	36	1+6	90	17	T12	35	17	S15	18	9	/	406	58	1	1	0.1		
C	159	40	1+6	101	17	T13	29	16	S18	13	8	/			6	6	0.6		
Da	157	40	1+6	111	17	T16	23	14	S24	10	10	/			10 (11)	22 (26)	32 (37)	0.4 (3.8)	
Db	163	43	1+6	111	19	T16	26	16	S24	10	10	/	1	2	2	4			
Ka	161	35	1+5	106	18	T16	27.5	14.5	S27	13	6	/	7	2	9	0.9			
6135A	168	28	1+6	112	21	T12	28	14	S25	14	4	LV46	389	37	6 (9)	1	7 (10)	0.7 (1.0)	
6225A	166	68	1+8	116	36	F8	25	12	K	13	8	RV24	373	48	49	45	94	9.5	
C	155	62	1+8	111	29	F8	22	7	K	15	7	RV32	1	50 (57)	6	53 (70)	103 (127)	0.7 (12.9)	
L	254	93	1+8	204	51	F8	25	8	K	17	6	RV40	422	52	2	2	0.2		
6233Ab	154	55	1+4+8	114	29	F8	24	11	S32	13	11	/	405	69		1	1	0.1	
6273B	180	64	1+5+9	128	32	F8	26	13	S40	13	12	RV64	1			1	1	0.1	
6275B	178	54	1+4+8	114	24	F8	32	13	S39	19	9	LV22			1 (2)	1 (2)	0.1 (0.2)		
6278B	185	61	1+5+10	131	34	F8	30	16	S35	14	9	LV52	1			1	1	0.1	
6281B	184	62	1+8+8	120	29	F8	32	13	S32	19	11	LV37	2			2	0.2		
6282A	157	53	1+8	87	31	F8	35	20	S24	15	9	LV24			1	1	0.1		
Ba	162	45	1+6	86	31	F8	38	20	S24	15	9	LV24	361	53	11 (18)	1 (3)	9	49	5.0
Bb	42	1+6	90	31	F8	37	16	S24	21	8	LV24		11 (18)	5					

T—單弁 F—複弁 KK—均整唐草文 HK—偏行唐草文 HN—偏行變形忍冬唐草文
U—雲文 K—圈線・界線 S—珠文 X—X文 LV—凸線鋸齒文 RV—凸鋸齒文

()は種別不明を加えたもの

型 式	直 径	内 区				外 区	外 区				全 長	玉 縁	6 A A P	6 A A Q	計	%							
		中 房 徑	蓮 子 數	弁 区 徑	弁 幅		内 縁		外 縁														
							広 幅	文 様	幅	高 度													
6282Da																							
E	132	27	1+6	64	24	F8	34	20	S24	14	9	LV24	341	39	6		6	0.5					
Fa	160	34	1+6	76	26	F8	42	24	S24	18	13	LV24	387	37	10	99 (121)	18 (20)	11 (141)	1.1 (14.3)				
Fb	158	40	1+6	92	32	F8	33	20	S24	13	14	LV24	360	42	10	(4)	1 (1)	2	24	2.4			
G	160	46	1+6	90	24	F8	35	17	S24	18	11	LV			14		4	18	1.8				
Ia	160	41	1+8	90	20	F8	35	16	S20	19	14	LV			3	7		8	0.8				
lb	157	38	1+8	91	20	F8	33	15	S20	18	13	LV			4		1						
6284A																							
C	155	35	1+6	83	30	F8	36	18	S24	18	13	LV23			4		3	7	0.7				
6285B																							
6291Aa																							
B	155	40	1+6	89	23	F8	33	20	S24	13	11	LV16	375	48	2	6 (7)	3 (6)	11 (13)	0.4 (1.3)				
6296A																							
B	166	33	1+6	81	27	F8	37	23	S23	14	17	LV			1		1	2	0.2				
6301B																							
6303B																							
6304A																							
B	161	35	1+6	87	24	F8	37	18	S16	19	8	LV16	370	41	4		3	7	0.7				
6307A																							
B	166	48	1+5+9	106	25	F8	30	15	S20	15	8	LV			3 (5)		3 (5)	0.3 (0.4)					
C	157	34	1+6	91	24	F8	33	15	S20	18	10	LV20	389	50	1			1	0.1				
6308Aa																							
B	162	35	1+6	99	37	F8	31	15	S17	16	16	LV16			1		1	2	0.2				
B	172	37	1+6	102	27	F8	35	15	S20	20	11	LV16			1	2	2 (3)	4 (5)	0.1 (0.5)				
C	158	35	1+6	84	21	F8	37	20	S19	17	14	LV16	406	53		1	1	1	0.1				
6307A																	1	0.1					
B	168	35	1+6	92	25	F8	38	20	S16	18	10	LV16			1								
B	162	35	1+6	94	27	F8	34	11	S16	23	8	LV16	371	52	9		2	11	1.1				
B	162	36	1+6	93	25	F8	37	13	S16	24	7	LV16	377	56	16			16	1.6				

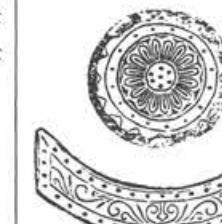
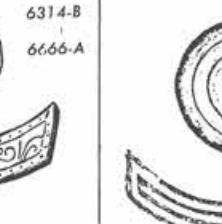
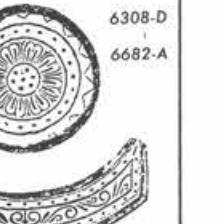
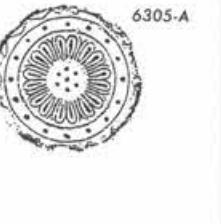
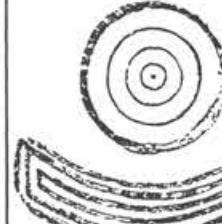
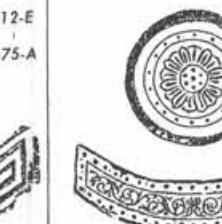
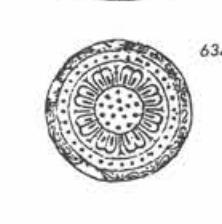
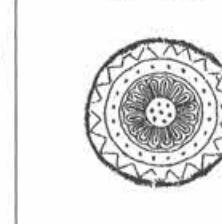
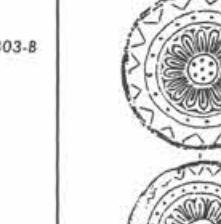
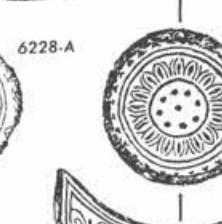
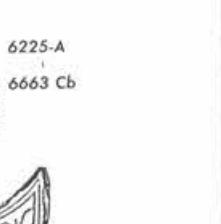
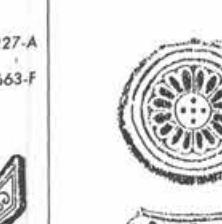
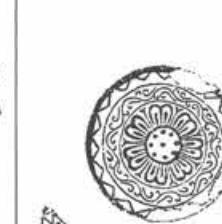
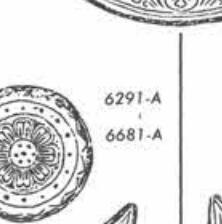
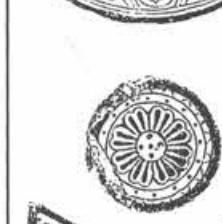
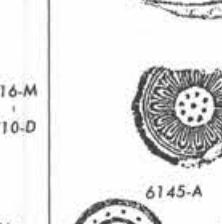
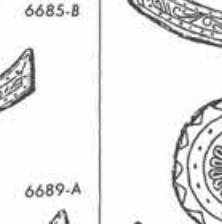
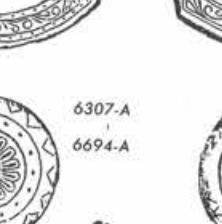
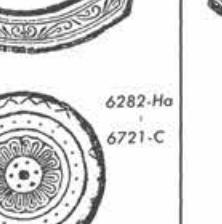
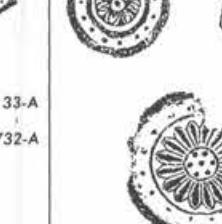
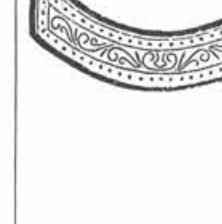
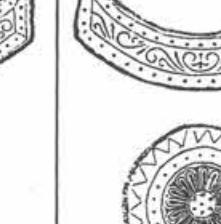
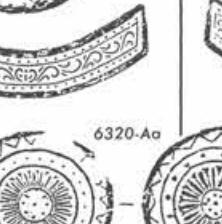
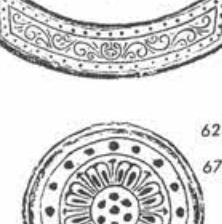
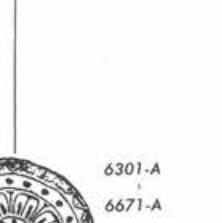
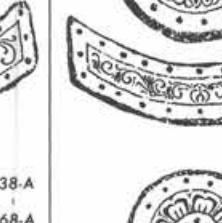
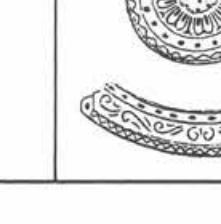
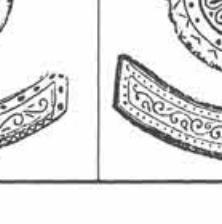
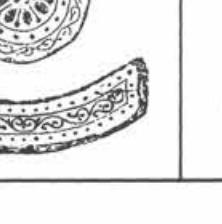
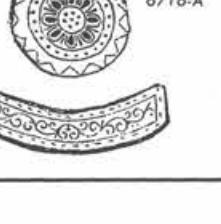
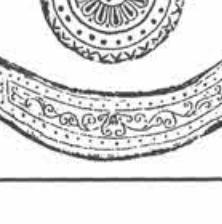
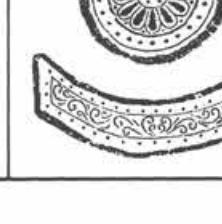
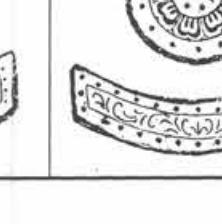
型式	直 径	内区					外区					全 長	玉 縁 長	6 A A P	6 A A Q	計	%						
		中房 徑	蓮 子 數	弁 区 徑	弁 幅	弁 數	外区		内縁		外縁												
							広 幅	文様	幅	高	文様												
6308D	163	36	1+6	92	25	F8	32	15	S22	13	5	LV16	405	55	2	39 50	4 (6)	2 56	43 (5.7)	0.2	4.4 (5.7)		
6308L	202	43	1+6	128	36	F8	37	19	S19	18	12	LV	387	45	2			2		0.2			
6308N	158		1+6	95	23	F8	31.5	13	S25	18.5	6	LV38			10		2	12		1.2			
6311Aa	161	40	1+6	96	26	F8	32	15	S26	17	11	LV23	395	56	23	(11) 35	19 (12)	31	66	6.7			
6311Ab	38		1+6	98	26	F8		14	S26			LV23			1								
6311Ba	162	43	1+6	92	27	F8	33	13	S26	20	13	LV23	376	58	41 (30) 75	III (135)	11 (6) 18	49 (51)	160 (180)	16.2 (18.9)			
6311Bb	41		1+6	100	27	F8		12	S26		12	LV23			3	1		93		9.4			
6311F	159	38	1+6	99	23	F8	30	12.5	S16	17.5	8	LV16	368	51	1			1		0.1			
6313Aa	123	24	1	71	32	F4	26	16	S16	10	8	LV16	312	42	13 (9) 23	15 (6) 21		44		4.5			
6313Ab	21		1	72	32	F4		12	S16			LV16			1								
6313B	116	17	1	70	32	F4	23	10	S16	13	8	LV16	257	43	26		8	34		3.5			
6313C	95	15	1	57	29	F4	18	8	S16	9	6	LV16	333	38	109 (176) (201)	8	40 (45)	117 (246)	216 (246)	11.9 (25.0)			
6313D	124	26	1	74	44	F4	25	13	S16	12	6	LV	286	46	5			5		0.5			
6313Ea	106	18	1	56	24	F4	25	10	S16	15	7	LV			4 13		3	16		1.6			
6313Eb	15		1	56	24	F4	26	10	S16	16	6	LV			9								
6314A	140	30	1+6	80	36	F4	30	15	S16	15	6	LV16	364	52	1			1		0.1			
6314B	121	23	1+5	67	32	F4	27	15	S19	12	10	LV			2	4	1	2	5	0.2			
6314C	118	26	1+5	78	30	F4	20	11	S16	9	13	LV			1	1	2	2		0.2			
6316B	142	31	1+8	88	31	F8	27	14	S24	16	10	LV27	300	33	2 (3)			2 (3)		0.2 (0.3)			
6320Ab	166	38	1+8	88	9	F12	39	23	S24	16	13	LV24			8 (9)			8 (9)		0.9 (0.8)			
															型式不明	73	32	105	10.7				
															総計	537 (708)	210 (277)	747 (985)	75.8 (100.0)				

別表4 軒平瓦分類表

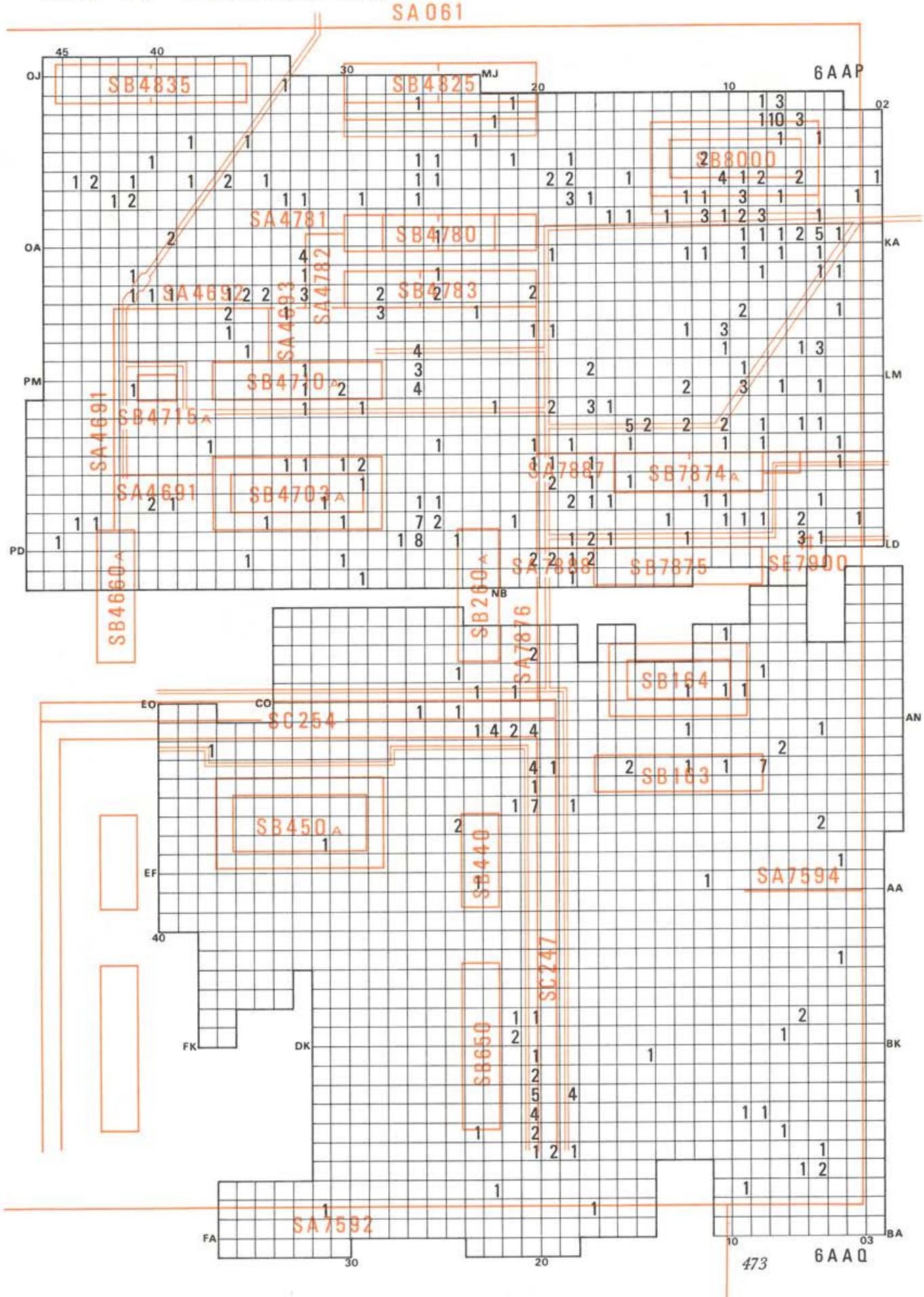
型式	瓦当面												全類の形態			6A		6A		計	%	
	上弦巾	弧厚さ	下弦巾	内区厚さ	内区文様	上外区厚さ	上外区文様	下外区厚さ	下外区文様	脇巾	脇区文様	文様の深さ				直	曲	段				
													長	A	A	P	Q					
6641C		284	56	325	52	24	HK	13	S23	15	LV19	59	LV4	2	397	○		1	1	0.1		
6643A		299	78	294	45	23	HK	11	S22	11	S23	65	S4	2	343	○		2 (3)	2 (3)	0.2 (0.3)		
6647C		295	46	299	49	24	HK	13	S27	10	LV38	51	/	4		○	1		1	0.1		
6663A		284	77	286	57	27	KK	15	K	15	K	62	K	2	○○	31	4	35	3.1			
B		301	66	308	59	23	KK	18	K	18	K	64	K	2	353	○○	6 (87)	73 (99)	6 (147) (186)	0.5 (16.4)		
C		270	72	282	53	26	KK	14	K	13	K	73	K	3	376	○○	36	70	106	9.4		
6664B		245	61	269	54	24	KK	15	S21	15	S21	71	S3	4		○	1		1	0.1		
C		240	62	252	51	24	KK	14	S21	13	S21	62	S3	4	376	○	5	15	57 (72)	20 (212) (246)	1.8 (21.7)	
D		240	60	269	60	22	KK	20	S17	18	S19	74	S3	5	358	○	56	155 (174)	19	75	6.6	
F		245	61	275	58	27	KK	14	S19	17	S21	78	S3	5	375	○	93	23	116	10.3		
6665A		237	68	297	58	27	KK	18	S23	13	S25	75	S3	3		○		2 (3)	2 (3)	0.2 (0.3)		
6666A		222	57	232	51	22	KK	15	S19	14	S18	62	S3	5	321	○	22 (23)	15 (16)	37 (39)	3.3 (3.5)		
6681A		274	80	273	55	22	KK	15	K	18	K	58	K	3	355	○○	1		1	0.1		
B		274	80	273	55	22	KK	15	K	18	K	58	K	3	355	○	1	5 (6)	1	6 (7)	0.1 (0.6)	
C		253	73	259	47	17	KK	16	K	14	K	58	K	3		○	1	1	1	0.1		
E		262	64	262	47	17	KK	16	K	14	K	63	K	7		○	3		3	0.3		
6682A		245	78	273	52	24	KK	15	S17	13	S17	78	S3	5	350	○○	23 (24)	5	28 (29)	2.5 (2.6)		
6685A		222	52	230	47	16	KK	14	S15	17	S15	58	S2	4	339	○	44	13	57	5.3		
B		200	51	204	38	13	KK	12	S15	13	S15	47	S1	4	327	○	185	2	187 (286)	15 (17)	272 (303)	16.5 (24.1)
C				52	20	KK	21	S17	11	S17	60	S2	5		○	5		5	0.4			
D		193	45	199	36	15	KK	11	S13	10	S15	45	S2	3	326	○	23		23	2.0		
6688Aa		279	71	280	44	19	KK	12	S17	13	S19	59	S _{R4} ^{L5K}	3	359	○	1	3	2	1	0.1	0.4

型式	瓦当面												全長	顎の形態	6A直	6A曲	計	%			
	上弦巾	弧深さ	下弦巾	厚さ	内区文様	内区厚さ	上外区文様	上外区厚さ	下外区文様	下外区厚さ	脇巾	脇区文様									
6688Ab		295	69	281	52	18	KK	16	S17	18	S19	62	$S_{R4}^{L5}K$	4	○	○	2	2	4	0.4	
6691A		270	55	293	55	25	KK	14	S21	16	S21	58	S3	4	345	○	36	3(5)	39(41)	3.5(3.6)	
6694A		235	67	275	60	32	KK	17	S15	11	S14	70	S3	4	395	○	5		5	0.4	
6710A		264	55	270	56	22	KK	15	S13 X 4	19	S11 X 4	57	S3	4	347	○	2		2	0.2	
6711A		267	257	49	20	KK	14	S20	15	S18		S3	6		○		1	1	0.1		
6719A		287	49	280	32	22	KK	0.5	/	0.5	/	33	/	2	370	○	2(3)	1(2)	3(5)	0.3(0.4)	
6721A		260	54	268	45	21	KK	12	S26	12	S27	53	/	3	365	○	4		4	0.4	
C		265	49	280	53	25	KK	15	S26	13	S32	60	/	3	359	○	43	11	54	4.8	
E		258	54	265	42	22	KK	10	S31	10	S35	50	/	2	359	○	4		4	0.4	
Ga		260	60	280	47	24	KK	11	S34	12	S35	52	/	3	368	○○	22(3)	34(9)	90(120)	3.1	9.0(12.2)
Gb		263	51		24	KK		S34	13	S35		/	3				1	12(18)	35(138)		
Ha		285	69	293	51	21	KK	14	S33	16	S34	57	S3	3		○	3(4)		4	0.4	
Hb		278	63	285	51	26	KK	14	S33	11	S34	58	S3	2			1				
I		272	49	294	52	22	KK	15	S33	15	S36	56	S3	3		○	1		1	0.1	
6726D				65	32	KK	16	S9	17	S9	56	S	3		○	1		1	0.1		
6727A				271	54	23	KK	15	S14	16	S17	74	S3	4		○	1		1	0.1	
6732A				285	47	305	69	36	KK	15	S9	18	S9	75	S3	4	382	○	1	13	1.2
C				305	44	307	60	30	KK	14	S9	16	S9	65	S3	3	397	○	9(10)	15(26)	25(37) 2.2(3.3)
6739A				284	62	27	KK	14	S15	21	S13	65	S3	3		○	1		1	0.1	
6761A				270	61	289	66	32	KK	15	S9	19	S9	77	S3	4	368	○		1	0.1
6801A				269	60	292	62	35	U	14	/	13	/	68	/	4		3	1	4	0.4
新型式								20	S					3			1		1	0.1	
												型式不明		42	22	69	6.1				
												総計		691(830)	208(299)	899(1130)	79.6(100.0)				

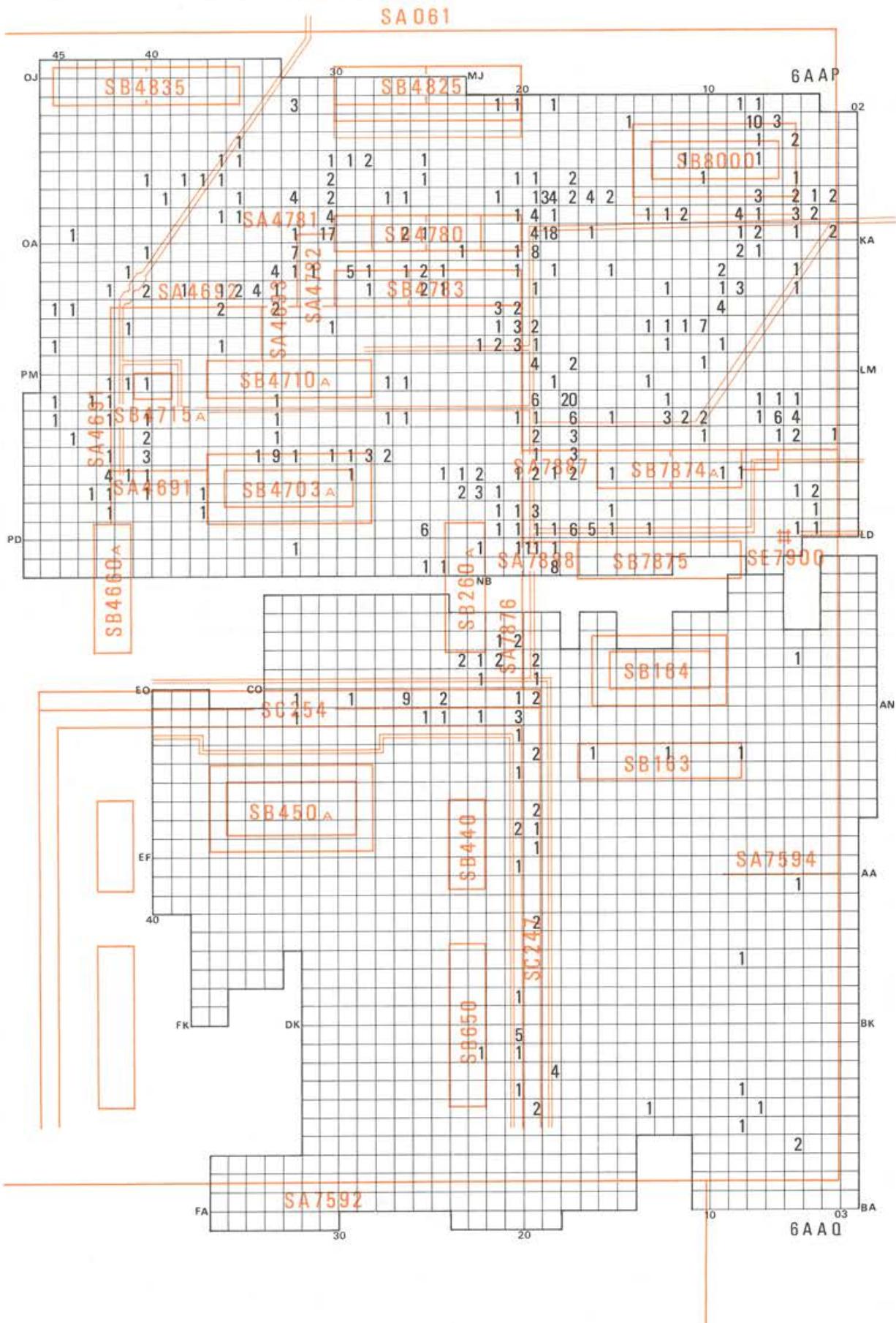
別表5 平城宮・京出土軒瓦編年表

第一期		第二期		第三期		第四期		第五期		平安初期
1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	
和銅元年 靈龜元年	養老5年頃	天平初頭頃	天平17年	天平勝宝元年	天平宝字元年	神護景雲元年	宝龜元年	延暦3年	天長元年	
 6284-C 6664-C	 6304-Ea 6664-D	 6314-B 6664-A	 6308-D 6682-A	 6305-A	 6133-Ka 6682-A	 6012-E 6575-A	 6151-Aa 6760-A	 6160-A	 6751-A	
 6345-A	 6303-B	 6304-A	 6308-A 6663-A	 6228-A	 6225-A 6663-Cb	 6225-E 6663-H	 6227-A 6663-F	 6229-B 6802-B	 6441-A 6801-A	
 6272-B 6644-A	 6348-Aa 6654-A	 6311-A 6664-D	 6135-A 6688-A	 6291-A 6681-A	 6134-B 6702-F	 6291-B 6702-G	 6316-M 6710-D	 6172-A	 6755-A	
 6282-A 6668-A	 6665-A	 6689-A	 6307-A 6694-A	 6282-Ha 6721-C	 6282-Ba 6721-D	 6091-A 6691-B	 6133-A 6732-A	 6133-M 6726-A	 6133-Db 6726-E	
 6668-A	 6667-A	 6285-A 6667-A	 6142-A	 6285-Ba	 6320-Aa	 6296-A	 6131-A	 6235-E 6732-E	 6236-A 6732-N	
 6301-A 6671-A	 6301-B 6671-B	 6138-C 6712-A	 6091-A 6717-A	 6137-C 6716-A	 6138-B 6714-A	 6138-A 6714-A	 6236-D 6725-A	 6237-A	 6125-A	
 6668-A	 6667-A	 6285-A 6667-A	 6142-A	 6285-Ba	 6320-Aa	 6296-A	 6131-A	 6235-E 6732-E	 6236-A 6732-N	
 6668-A	 6667-A	 6285-A 6667-A	 6142-A	 6285-Ba	 6320-Aa	 6296-A	 6131-A	 6235-E 6732-E	 6236-A 6732-N	

別表6 第II—1期の軒瓦とII期の遺構

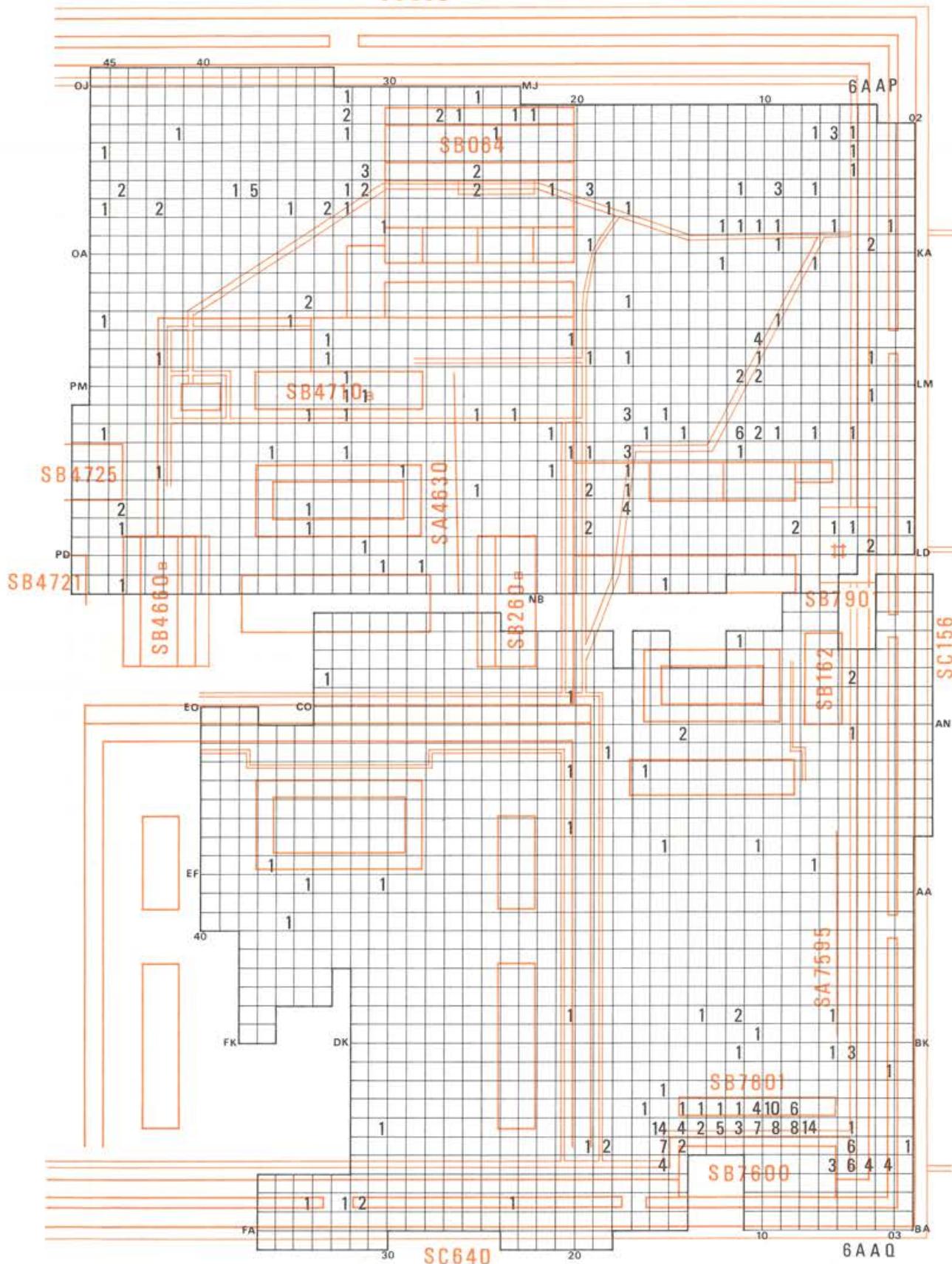


別表7 第II-1期の小型軒瓦とII期の遺構

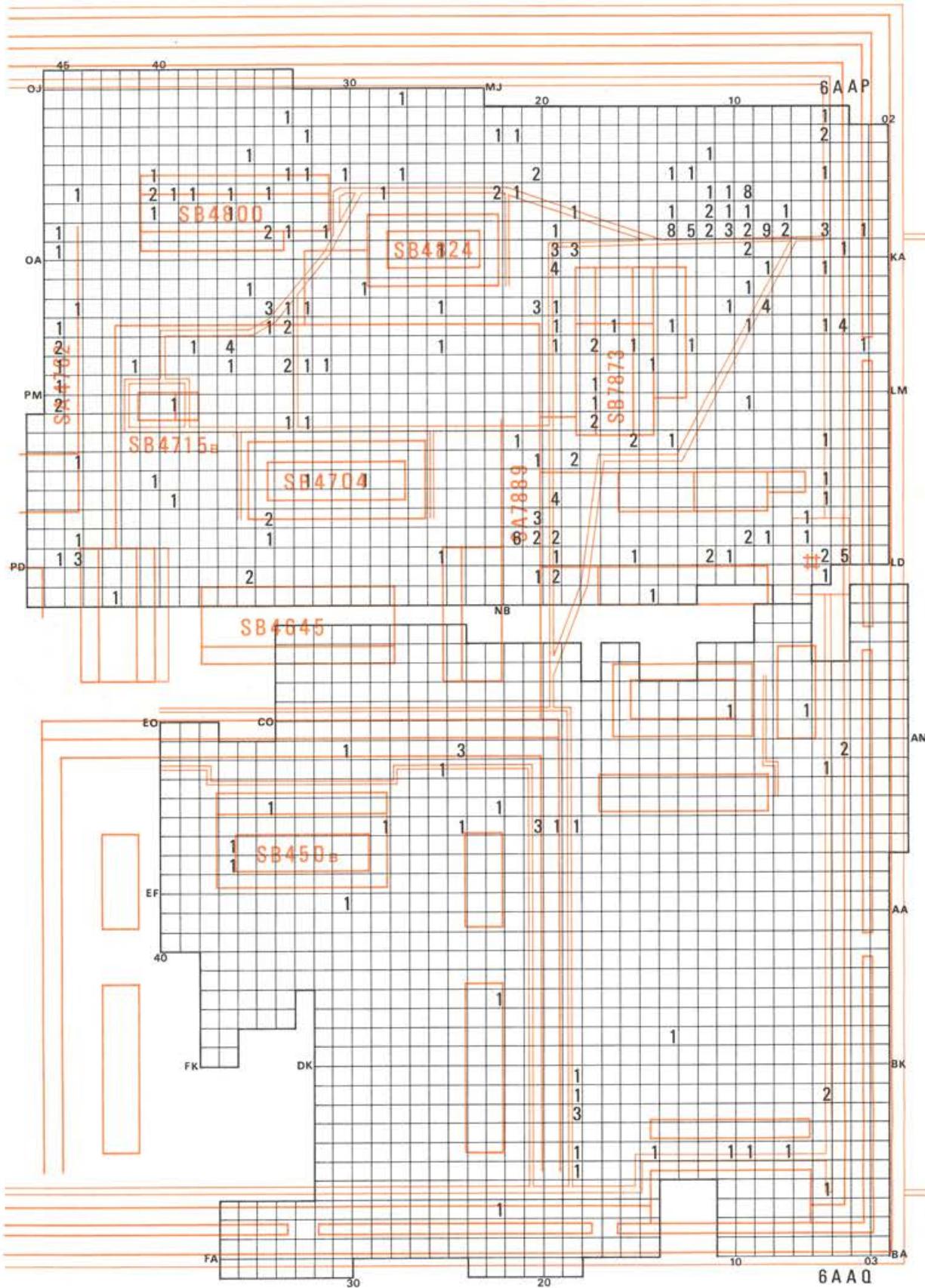


別表8 第III—1期の軒瓦とⅢ期の遺構

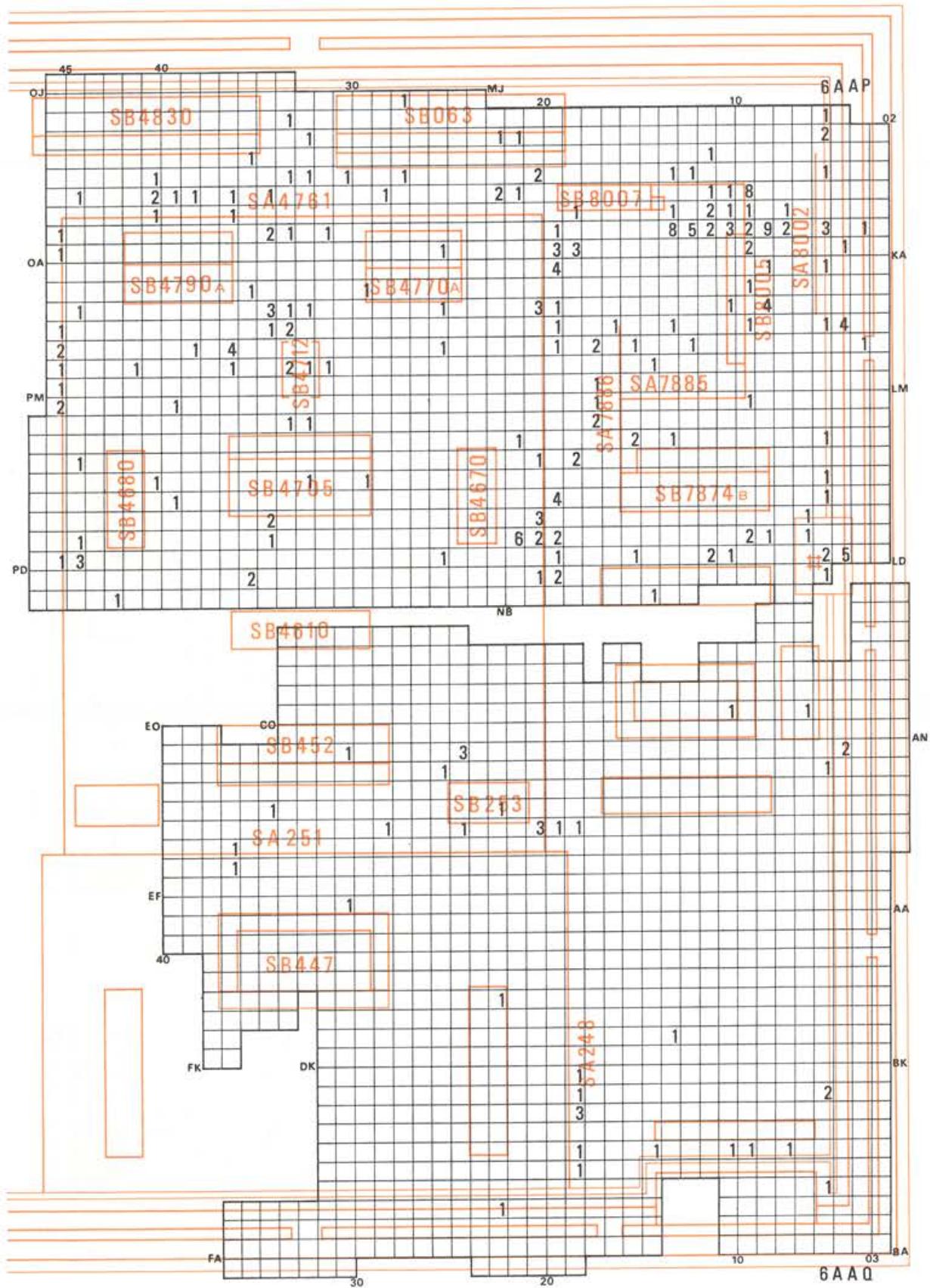
SC060



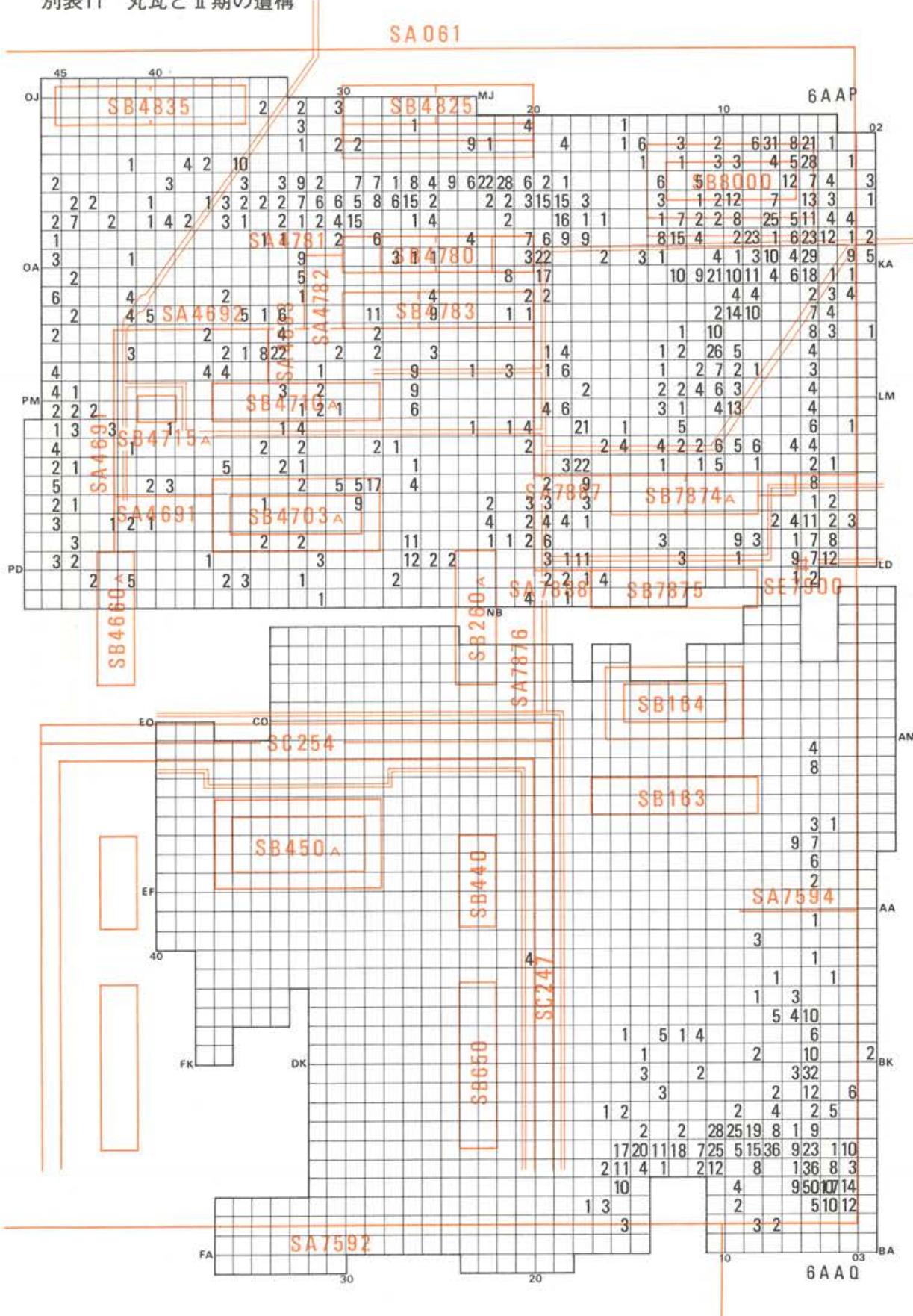
別表9 第III—2期の軒瓦(6282—6721)とIV期の遺構



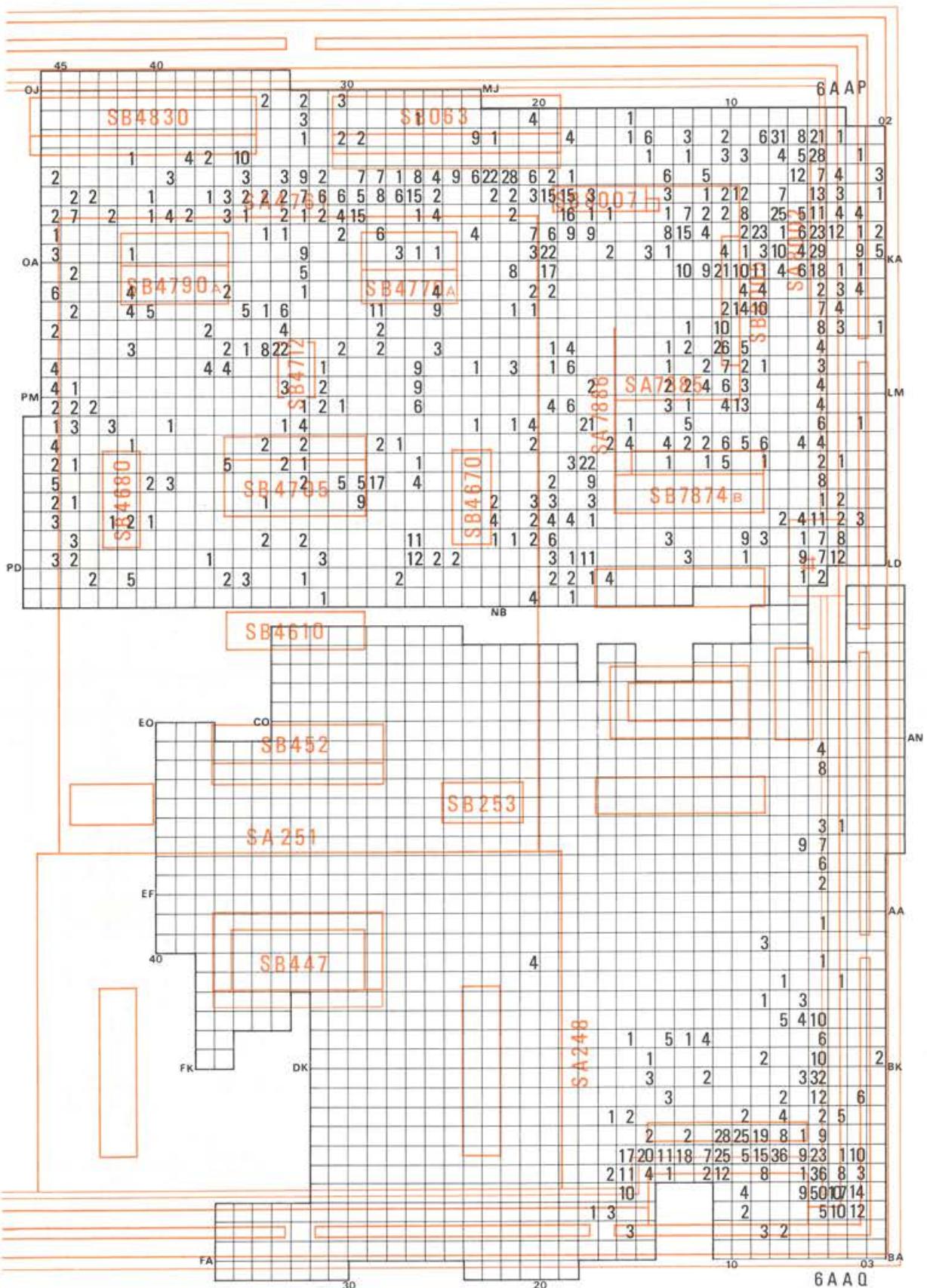
別表10 第III—2期の軒瓦(6282—6721)とV期の遺構



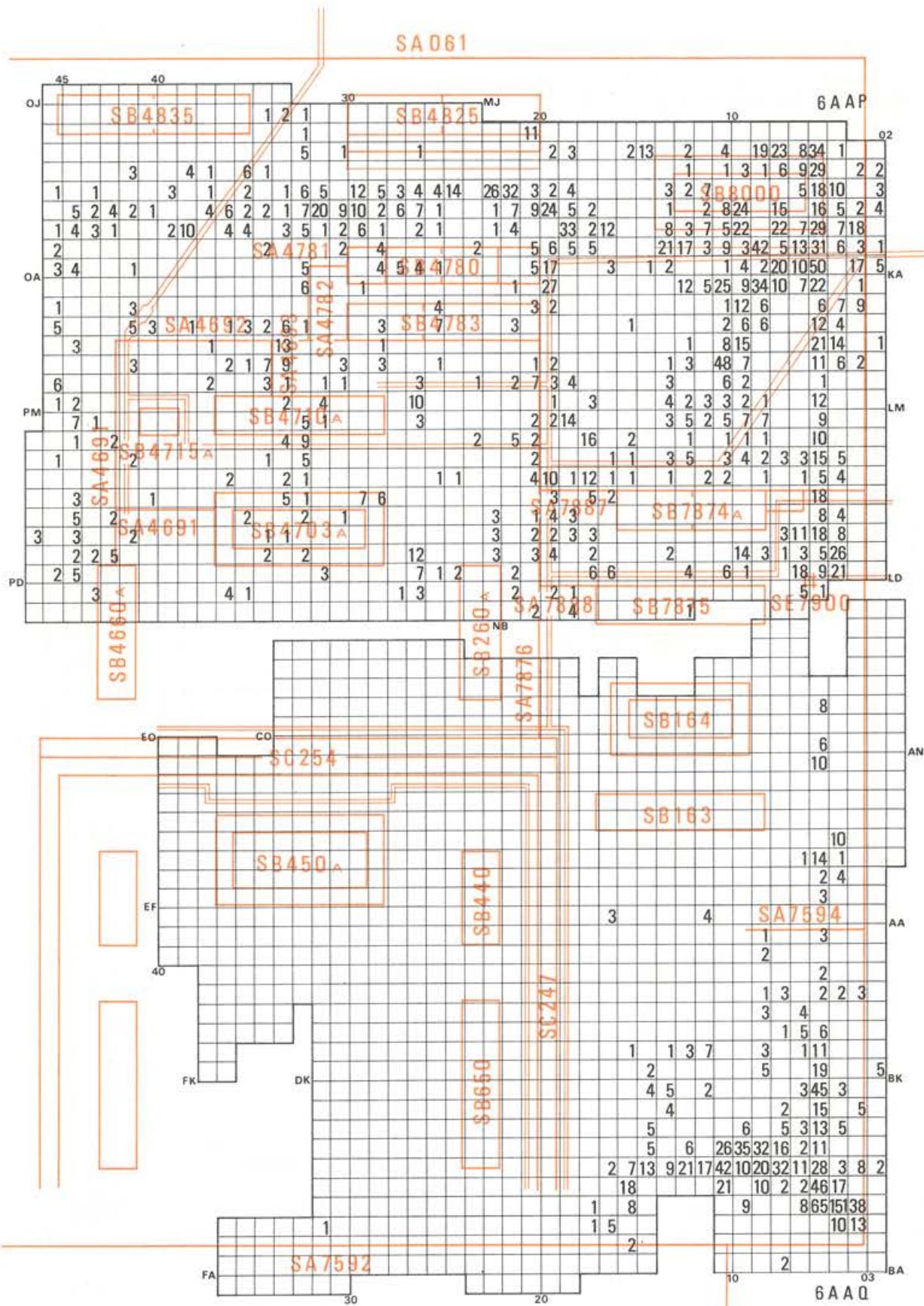
別表11 丸瓦とⅡ期の遺構



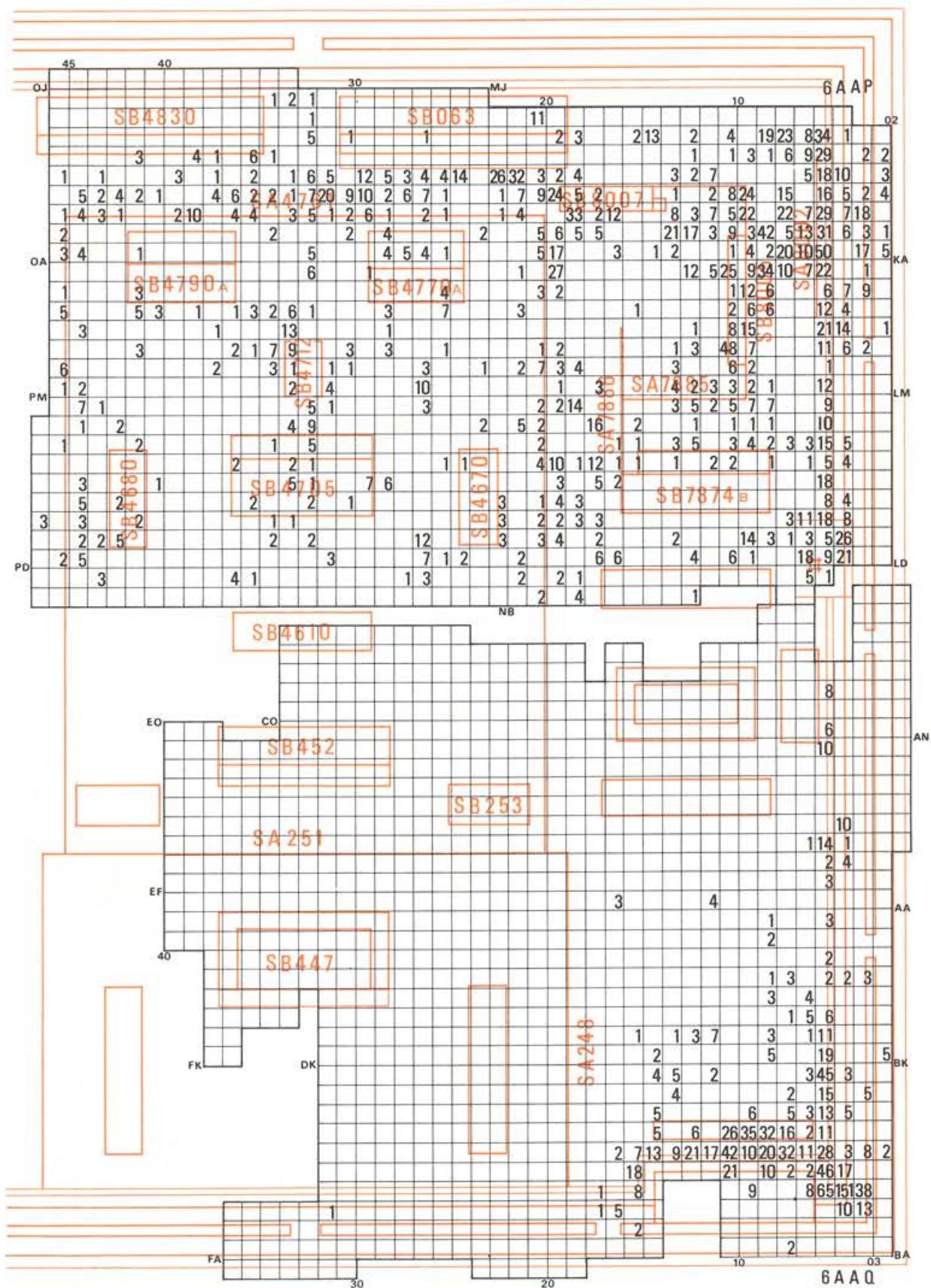
別表12 丸瓦とV期の遺構



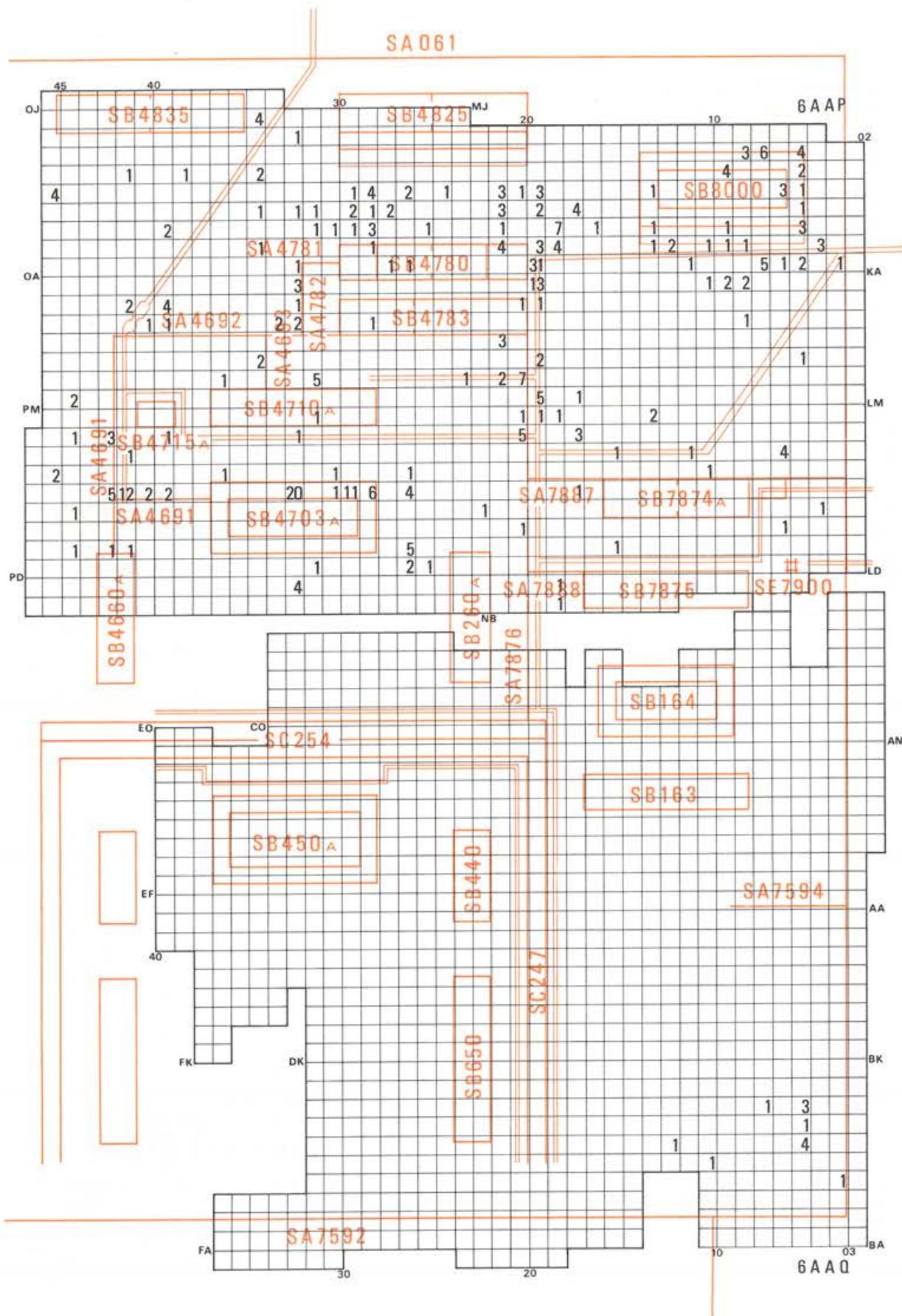
別表13 平瓦とⅡ期の遺構



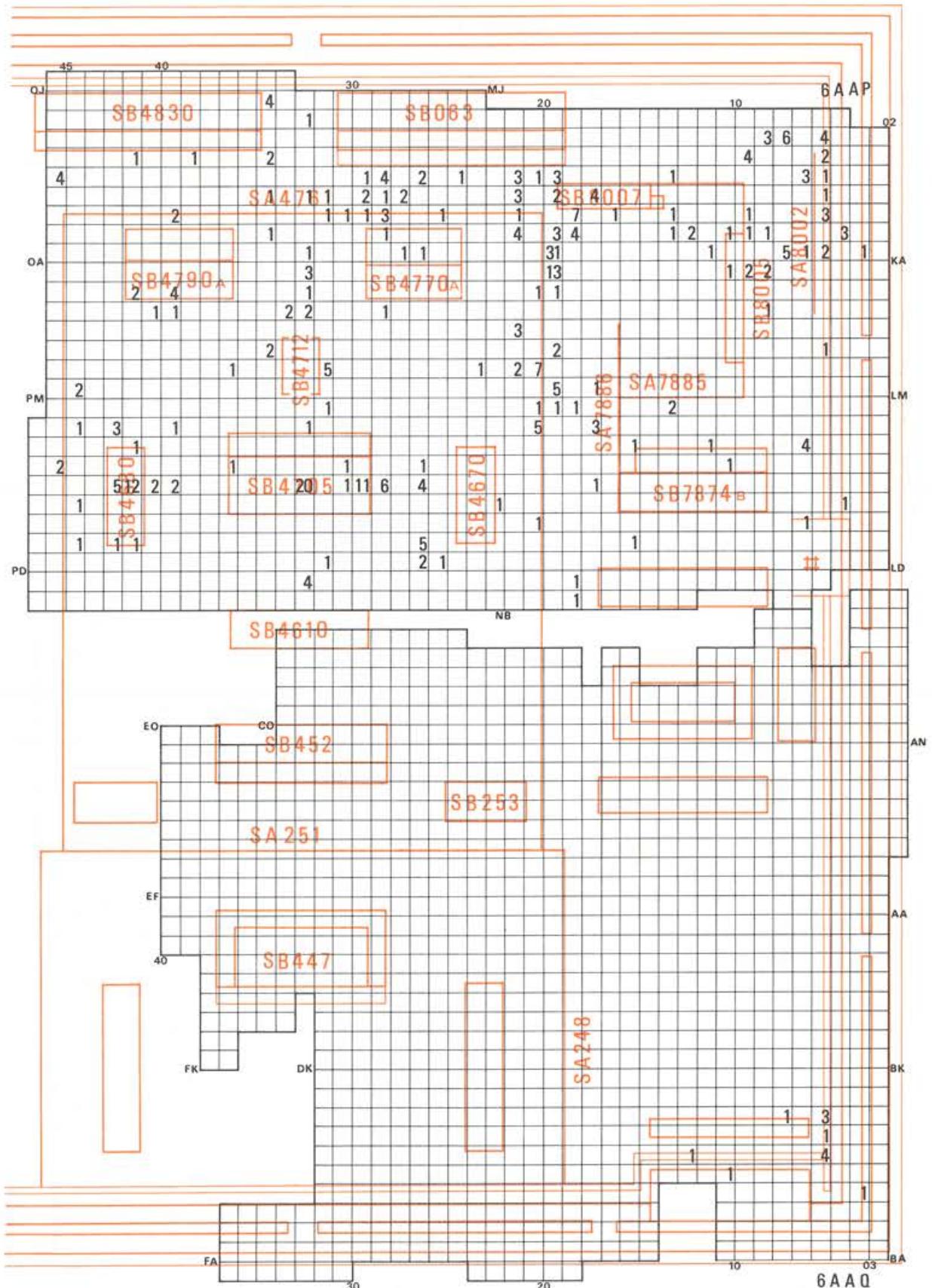
別表14 平瓦とV期の遺構



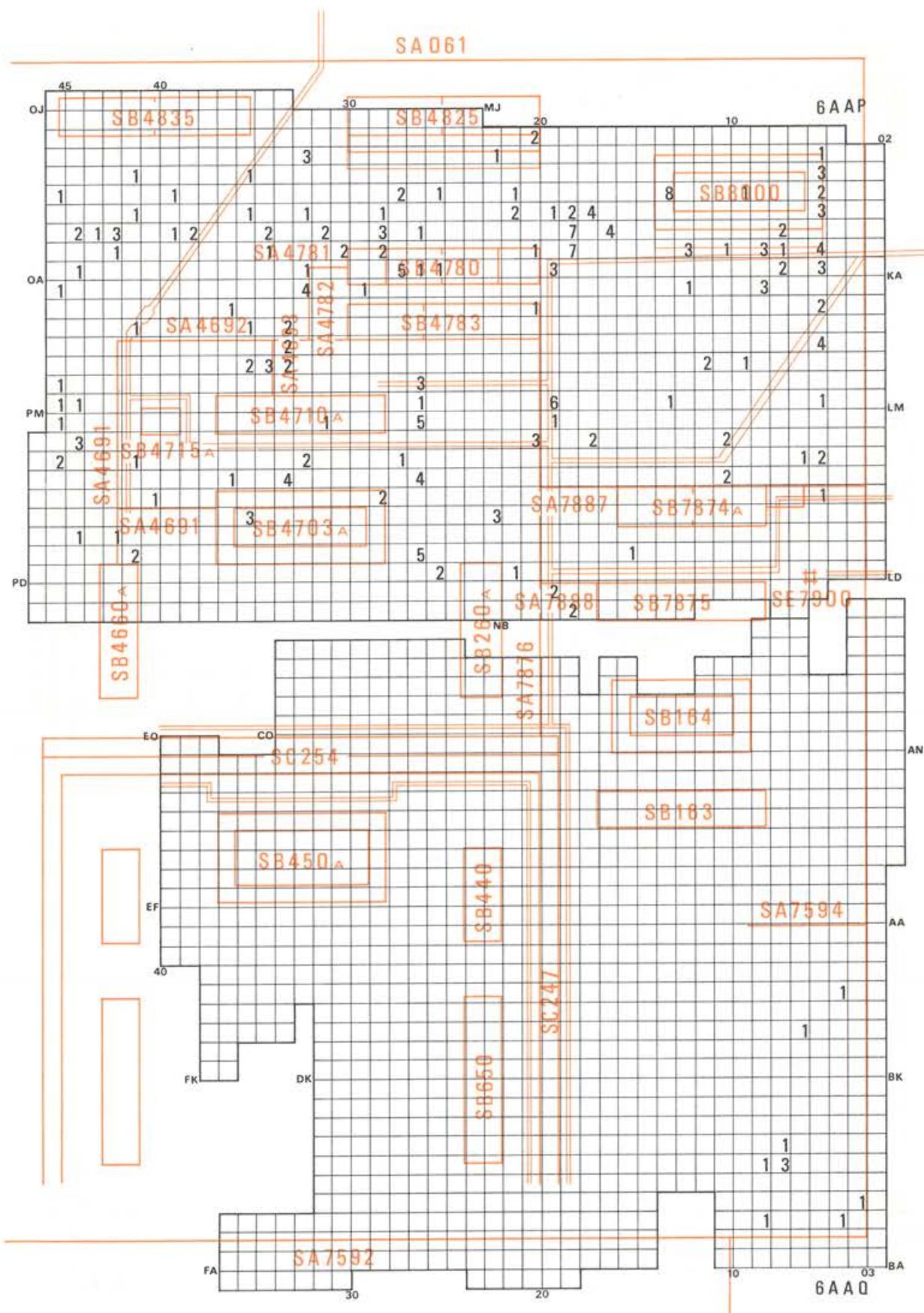
別表15 小型丸瓦とⅡ期の遺構



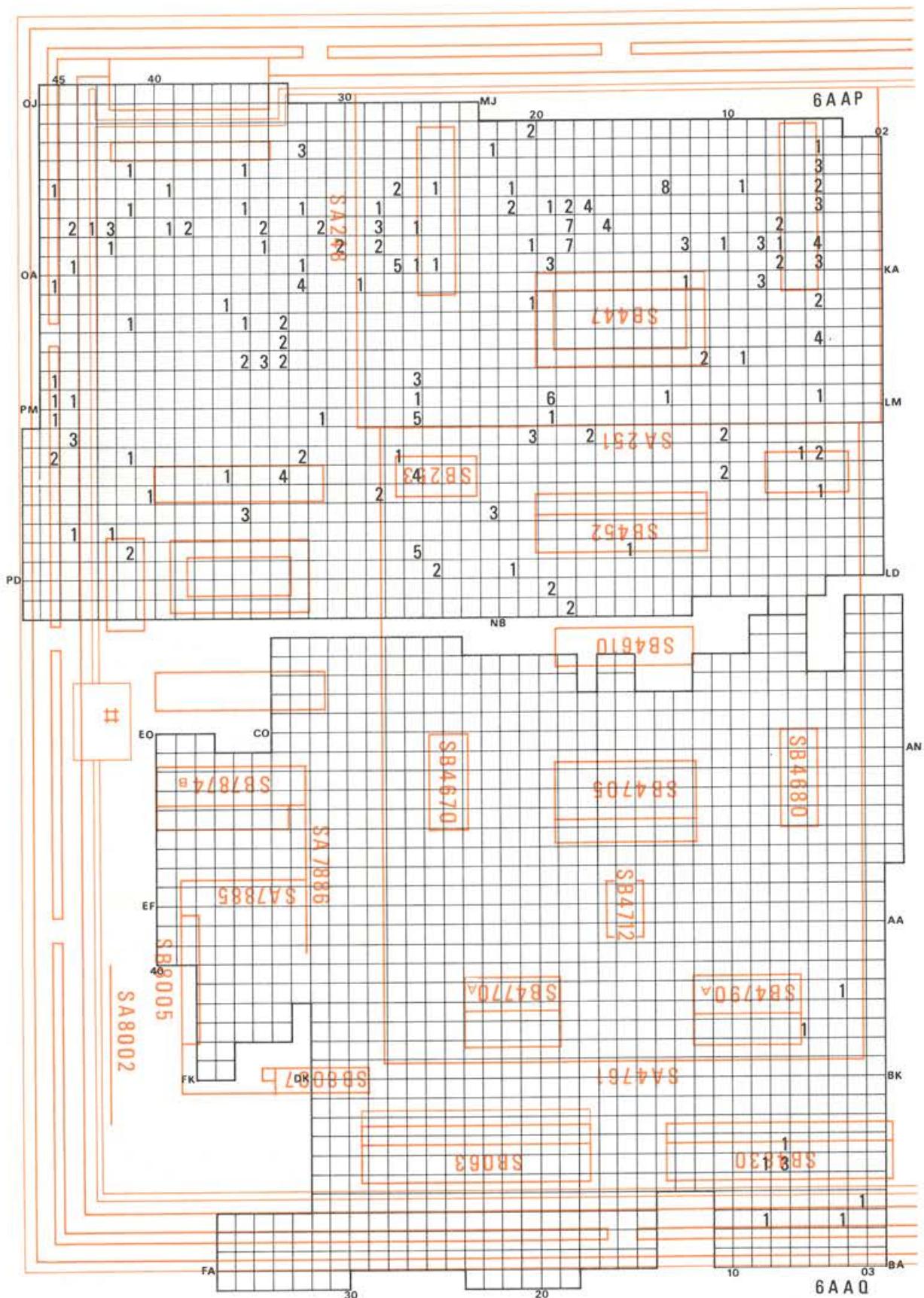
別表16 小型丸瓦とV期の遺構



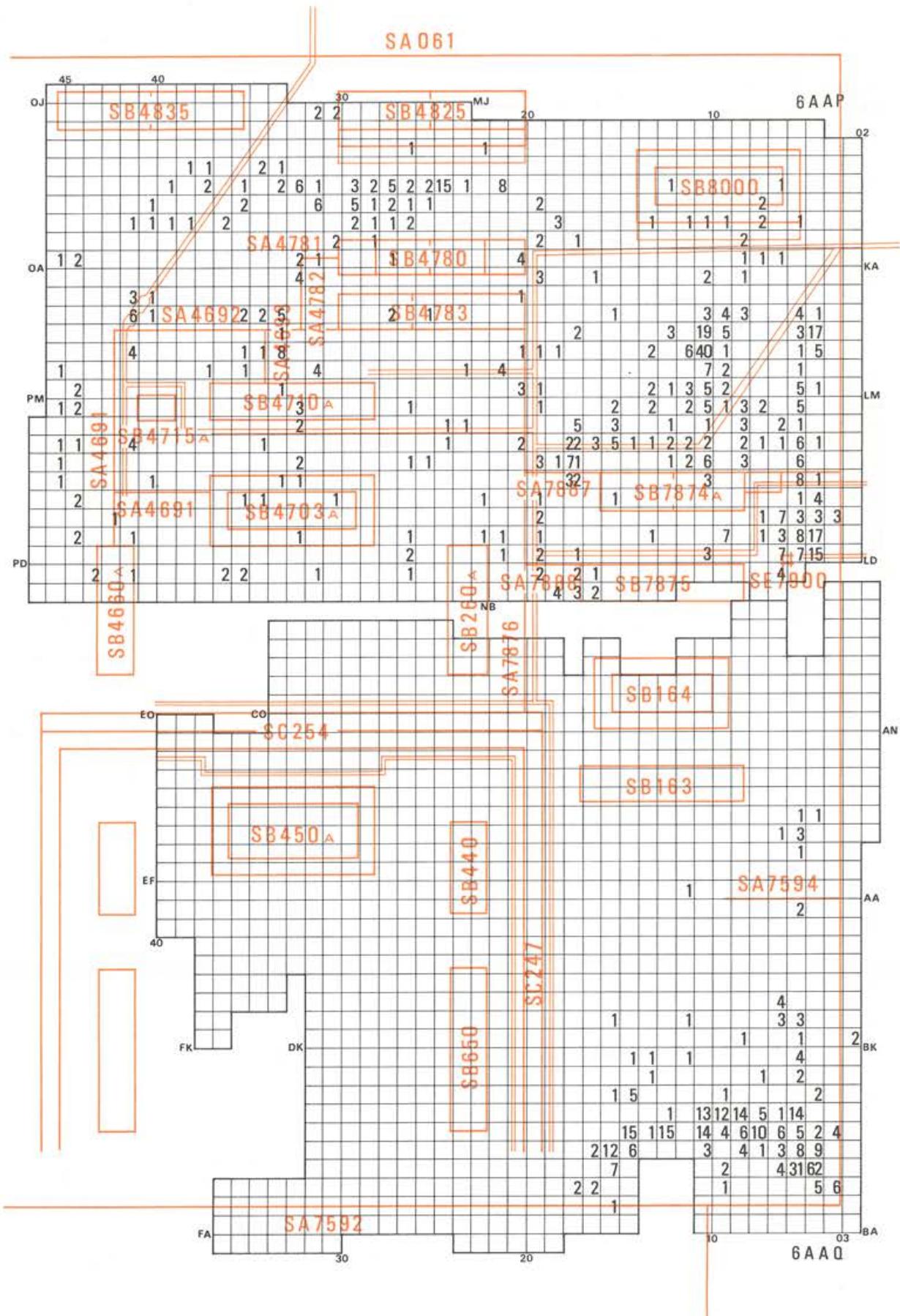
別表17 小型平瓦とⅡ期の遺構



別表18 小型平瓦とV期の遺構



別表19 割熨平瓦とⅡ期の遺構



別表20 割熨平瓦とV期の遺構

